

〈翻 訳〉

合州国連邦最高裁判所

ニューヨーク・タイムズ社 対 L. B. サリバン
ラルフ D. アバーナシー他 対 L. B. サリバン

(The NEW YORK TIMES COMPANY, Petitioner, v. L. B. SULLIVAN,
Ralph D. ABERNATHY et al., Petitioners, v. L. B. SULLIVAN.)

事件番号 39, 40。

376 U. S. 254, 84 S. Ct. 710, 11L. Ed. 2d 686, 95 A. L. R. 2d 1412, 1 Media L. Rep. 1527

1964年1月6日, 7日弁論

1964年3月9日判決

伊 藤 博 文

概要： ニューヨーク市の或る新聞は、「記事」広告を掲載し、その広告の中で、情報の伝達、意見表明、不平の列挙、訴えられている虐待への抗議を掲載し、黒人の参政権運動と黒人の学生運動に対する財政的支援を求めた。アラバマ州モンゴメリー市で選出された市委員の一人が、新聞の出版社および当該広告に名前が掲載された黒人のアラバマ市聖職者に対して、民事の名誉棄損訴訟を起こした。アラバマ州モンゴメリー郡巡回裁判所は、原告に500,000ドルを与えるという評決に従い判決を出し、原告被告双方が上訴した。アラバマ州最

高裁判所は、原審を支持し（273 Ala. 656, 144 So. 2d 25）、そして裁量上訴が認められた。連邦最高裁判所ブレナン判事は、アラバマ州裁判所が適用した法原理では、公務員が行った公的行為への批判に対して、公務員自らが起こす名誉毀損訴訟において、合州国憲法修正第1条および同第14条が求める言論及び表現の自由への保護手段が十分に与えられていないことに憲法上問題があり、その保護手段を適切に用いれば、本件において提示された証拠では原告勝訴を支持するには憲法上不十分である、と判示した。

上訴棄却および破棄差し戻し。

ニューヨーク市のウィリアム P. ロジャースとサミュエル R. ピアス・ジュニアが 40 号事件の原告訴訟代理人、ニューヨーク市のハーバート・ウェクスラーが、39 号事件の原告訴訟代理人、モンゴメリー市の M. ローランド・ナックマン・ジュニアが被告訴訟代理人、であった。

ブレナン判事が法廷意見を述べた。

[APPENDIX.]

THIS NEW YORK TIMES, TUESDAY, MARCH 29, 1960

L 25

"The growing movement of peaceful mass demonstrations by Negroes is something new in the South, something understandable. . . . Let Congress heed their rising voices, for they will be heard."

—New York Times editorial
Saturday, March 19, 1960

Heed Their Rising Voices

AS the whole world knows by now, thousands of Southern Negro students are engaged in widespread non-violent demonstrations in positive affirmation of the right to live in human dignity as guaranteed by the U. S. Constitution and the Bill of Rights. In their efforts to uphold these guarantees, they are being met by an unprecedented wave of terror by those who would deny and negate that document which the whole world looks upon as setting the pattern for modern freedom. . . .

In Orangeburg, South Carolina, when 400 students peacefully sought to buy doughnuts and coffee at lunch counters in the business district, they were furiously ejected, tear-gassed, naked to the skin in freezing weather with live bombs, arrested en masse and herded into an open back-to-back-to-back to stand for hours in the bitter cold.

In Montgomery, Alabama, after students sang "My Country, 'Tis of Thee" on the State Capitol steps, their leaders were expelled from school, and truckloads of police armed with shotguns and tear-gas

protagonists of democracy. Their courage and amazing restraint have inspired millions and given a new dignity to the cause of freedom.

Small wonder that the Southern violators of the Constitution fear this new, non-violent brand of freedom fighter . . . even as they fear the appealing right-to-vote movement. Small wonder that they are determined to destroy the one man who, more than any other, symbolizes the new spirit now sweeping the South—the Rev. Dr. Martin Luther King, Jr., world-famous leader of the Montgomery Bus Protest. For it is his doctrine of non-violence which has inspired and guided the students in their widening wave of sit-ins; and it is this same Dr. King who founded and is president of the Southern Christian Leadership Conference—the organization which is spearheading the surging right-to-vote movement. Under Dr. King's direction the Leadership Conference conducts Student Workshops and Seminars in the philosophy and techniques of non-violent resistance.

Again and again the Southern violators have

of others—look for guidance and support, and thereby to intimidate all leaders who may rise in the South. Their strategy is to bend this affirmative movement, and thus to demoralize Negro Americans and weaken their will to struggle. The defense of Martin Luther King, spiritual leader of the student sit-in movement, clearly, therefore, is an integral part of the total struggle for freedom in the South.

Decent-minded Americans cannot help but applaud the creative daring of the students and the moments in the history of Freedom when men and women of good will must do more than applaud the rising-glory of others. The America whose good name hangs in the balance before a watchful world, the America whose heritage of Liberty these Southern Upholders of the Constitution are defending, is our America as well as theirs. . . .

We must heed their rising voices—yes—but we must add our own.

We must extend ourselves above and beyond

riaged the Alabama State College Campus. When the entire student body protested to state authorities by refusing to re-register, their dining hall was padlocked in an attempt to starve them into submission.

In Tallahassee, Alabama, Yellowford, Brownback, Greenbacker, Mims, Richmond, Charlton, and a host of other cities in the South, young American teenagers, in fact, of the entire weight of official state apparatus and police power, have boldly stood forth as

answered Dr. King's peaceful protests with intimidation and violence. They have bombed his home almost killing his wife and child. They have attacked his homes. They have arrested him seven times— for "speaking," "singing" and similar "offenses." And now they have charged him with "perjury"—a felony under which they could imprison him for ten years. Obviously, their real purpose is to remove him physically as the leader to whom the students and millions

moral support and render the material help to urgently needed by those who are taking the risks, being jail, and even death in a glorious re-affirmation of our Constitution and its Bill of Rights.

We urge you to join hands with our fellow Americans in the South by supporting, with your dollars, this Combined Appeal for all three souls—the defense of Martin Luther King—the support of the uncommitted students—and the struggle for the right-to-vote.

Your Help Is Urgently Needed . . . NOW!!

Shirley Acker
Raymond Post Alexander
Henry Van Arsdale
Henry Belafonte
John Bellamy
Dr. Alphonse Boud
Marc Brinkley
William Brinkley
Martin Brinkley
Mrs. Ralph Brinkley
Edna Cant

Dr. Alan Knight Coleman
Richard Cox
Hil Gray Cole
Orel Crawford
Dorothy Dandridge
Orel Davis
Lester Davis, Jr.
John Day
Dr. Philip Elliott
Dr. Harry Emerson Fosdick

Anthony Fromkin
Loretta Hankley
Rev. Donald Hampton
Rev. Howard
James Hicks
Mary Holmes
Van Hulle
Langston Hughes
Martin Luther King, Jr.
Mabelle Jackson
Marion Johnson

Joe Kilian
Gloria Fisher
Sally Elin
Ralph Samuel Kline
Hope Lange
John Lewis
Yvonne Lewis
Gail Magley
John Manney
John Manney
A. L. Mason
Richard O'Neal

L. Joseph Owsen
Gloria Pickett
Shel Fisher
Isidore Pollack
A. Philip Randolph
John Ruffin
Helen Ross
Julia Robinson
Mrs. Thomas Rowland
Isabel Smith
Isabel Spivey

Miriam Stephen
Paul Stone
Harry Thomas
George Tolson
Rev. Gordon C. Taylor
Herman Thomas
Kathleen Tamm
Charles White
Helen Whitson
Rita Winterson

We in the south who are struggling daily for dignity and freedom warmly endorse this appeal

Rev. Ralph D. Abernethy
(Montgomery, Ala.)
Rev. Paul L. Bullinsworth
(Pinebluff, Ala.)
Rev. Luther Miller Smith
(Monticello, Tenn.)
Rev. W. A. Rouse
(Chattanooga, Tenn.)
Rev. C. E. Steele
(Tulahoma, Fla.)

Rev. Matthew D. McCalm
(Greenville, S.C.)
Rev. William Hobson
Foster
(Monticello, Ga.)
Rev. Douglas Moore
(Orlando, N.C.)
Rev. Wyatt Lee Walker
(Pinebluff, Va.)

Rev. Walter L. Hamilton
(Greenville, Va.)
A. S. Lee
(Chickasha, Ok.)
Rev. Martin Luther King, Jr.
(Atlanta, Ga.)
Rev. Henry C. Burkes
(Monticello, Tenn.)
Rev. A. E. Swan, Jr.
(Montgomery, Ala.)
Rev. Samuel W. Williams
(Monticello, Ga.)

Rev. A. L. Davis
(New Orleans, La.)
Rev. Felix S. Whittaker
(New Orleans, La.)
Rev. W. H. Hall
(Huntsville, Ala.)
Rev. J. E. Lanney
(Monticello, Ala.)
Rev. J. J. Jenkins
(Baker Springs, La.)

COMMITTEE TO DEFEND MARTIN LUTHER KING AND THE STRUGGLE FOR FREEDOM IN THE SOUTH
312 West 125th Street, New York 27, N. Y. UNiversity 6-1700

Chairman: A. Philip Randolph, Dr. Gordon C. Taylor; Chairmen of Cultural Divisions: Henry Belafonte, Sidney Poitier; Treasurer: Nat King Cole; Executive Director: Bayard Rustin; Chairmen of Church Divisions: Father George B. Ford, Rev. Harry Emerson Fosdick, Rev. Thomas Kilgore, Jr., Rabbi Edward E. Kintz; Chairmen of Labor Divisions: Martin Luther King

Please mail this coupon TODAY!

I want to help Name and address identical
 Please enclose checks payable to:
Committee To Defend Martin Luther King

ブレナン判事による法廷意見

当法廷は、本件において初めて、言論と表現の自由に対する憲法上の保障が、公務員が行った公的行為への批判に対し公務員自らが起こした名誉棄損訴訟では、州の持つ損害賠償認容権限を制限することができる範囲を判断することが求められている。

被上訴人 L. B. サリバンは、モンゴメリー市で選出された3人の市委員の1人である。サリバンは、自分が「公安委員会の委員であり、その責務は、警察署、消防署、計量署の監督である」と証言した。彼は、黒人であり且つアラバマ州の聖職者である4人の上訴人およびニューヨーク市でニューヨーク・タイムズ紙を発行するニューヨーク・タイムズ社を相手取って名誉毀損訴訟を起こした。モンゴメリー郡巡回裁判所での陪審は、全ての上訴人に対し、彼に請求の満額である500,000ドルの損害賠償を認め、これをアラバマ州最高裁判所が支持した。273 Ala. 656, 144 So. 2d 25。

被上訴人の訴状では、被上訴人が1960年3月29日にニューヨーク・タイムズ紙に掲載された全面広告の中の声明文によって名誉を毀損された、と主張している⁽¹⁾。「湧き上がる声を聞け (Heed Their Rising Voices)」と表題が付けられた新聞広告は、「今や全世界が知ることとなったように、何千もの南部の黒人学生は、合州国憲法とその権利章典によって保障されている人間としての尊厳を失わずに生きる権利を明確に認めさせるために、非暴力によるデモに参加している。」という書出しから始まる。さらに、「これらの権利保障を支持する黒人学生らの活動において、近代的な自由を希求する範として全世界が崇めるその文を、拒絶し否定する人々による未だかつて無い恐怖の波に彼らは遭遇している。」これに続く段落は、問題となっている事件を詳述して「テロの波」を例示しようとしていた。その文章は、学生運動への支援、「選挙権のための戦い」、モンゴメリー市で係属中であった偽証罪公判でこの運動のリーダーであるマーティン・ルーサー・キング・ジュニア博士を法的に保護する、という3つの目的のために資金援助を求める訴えで結ばれていた。

その文章には、64人の名前が掲載されており、彼らの多くが、公的問題、宗教、労働組合、演劇での活動で広く知られていた。これらの名により、「日々の尊厳と自由のために奮闘している我々南部の者は、この訴えを支持する」と書かれた一文の下に、上訴人4人およびその他16人のそれぞれの名前が表記され、その中の2人だけを除いた者が、南部の諸都市の聖職者と特定された。広告頁の下方には「マーティン・ルーサー・キング氏および南部での自由のための闘争を擁護する委員会」と署名がなされ、その委員会の役員名が列記されていた。

広告文中の10段落のうち、第3段落および第6段落の一部が、被上訴人が主張する名誉毀損の根拠であった。それらは以下の通りである。

(1) この広告のコピーは、付録740-741頁に付されている。(訳者註：前頁の写真がこの広告のコピーである。)

第3段落：

「アラバマ州モンゴメリー市では、学生達が州議会議事堂階段で『我が祖国 (My Country, 'tis of thee)』を歌ったあと、そのリーダー達が放校処分となり、そして、トラック数台に乗った警察官がショットガンと催涙ガス銃で武装してアラバマ州立大学のキャンパスを取り囲んだ。学生集団の全てが再履修登録を拒否することで州当局に抗議したとき、彼らに服従させようとして、彼らの学生食堂には錠がかけられた。」

第6段落：

「何度も何度も、南部の違反者達は、キング博士の平和的な抗議に対して脅迫と暴力でもって応えた。彼らは、キング博士の妻と子供を殺すつもりでキング博士の家を爆破した。彼らは、キング博士自身の身体を襲撃している。彼らは、キング博士を——『スピード違反』、『うろつき』および類似した『犯罪』でもって7回逮捕した。そして今、彼らは、10年間刑務所に入れることができる重罪——『偽証罪』でキング博士を起訴している。……」

これら文章はいずれも被上訴人の名前には言及していないが、被上訴人は、第3段落中の「警察」という語が、警察署を監督するモンゴメリー市委員会について言及していると主張し、そして、キャンパスを警察で「取り囲ませた」ことを上訴人は非難している、と主張した。被上訴人は更に、学生達を服従させるために学生食堂に錠をかけたことが、警察のせい、つまり被上訴人自身のせいにされていると、その段落が読めると主張した⁽²⁾。第6段落について、被上訴人は、逮捕が警察により通常に行われたのであるから、「彼らは、(キング博士)を7回逮捕した」という文章は、被上訴人について言及していると読めると主張している。被上訴人は更に、逮捕を行った「彼ら」とは、記事に掲載

(2) 被上訴人は、学生を放校処分にしたことは、「その責任は、州教育省の責任」であるから、自らに向けられるものとは考えていなかった。

された別の行為を行った「彼ら」および「南部の違反者」のことに該る、と主張した。よって、モンゴメリー市警察つまり被上訴人が、キング博士の抗議に対する「脅迫と暴力」、キング博士の家の爆破、身体的脅迫、をなし、偽証罪で告発したことを非難していると読めると述べている。被上訴人と他のモンゴメリー市住人6人は、その文章の一部および全部を、市委員としての立場にある被上訴人について言及していると読んだ、と証言をした。

二つの段落に含まれていた文章のいくつかは、モンゴメリー市で起きた事件の正確な描写ではなかったことは、争われなかった。黒人学生達が州議事堂の階段でデモを行ったが、彼らが歌ったのは、国歌であり、「我が祖国」ではない。州教育委員会によって9名の学生が放校処分されたが、このことが、州議事堂でのデモにつながったのではなく、後日にモンゴメリー郡裁判所の簡易食堂でのサービスを要求するためであった。学生全員ではなく、その多くが、履修登録することを拒否するというやり方ではなく、一日授業をボイコットすることによって、放校処分にしたことを抗議していた。結果的には、全ての学生が次学期の履修登録をした。学生食堂はいかなる場合にも、錠をかけられなかった、そして、そこで食べるのを妨げられた唯一の学生は、事前登録用紙に記載していなかったか、一時的な食券も要求しなかった少数の者達であった。第三段落が示唆しているように、警察官は3つの事件に対してかなりの人数でキャンパス付近で展開したが、警察官は如何なる時もキャンパスを「取り囲ん」ではおらず、警察官は州議事堂階段でのデモとの関連で、招集されたのではない。キング博士は、これまでに7回逮捕されたのではなく、4回だけであった。そして、博士が法廷の外でぶらついていたために逮捕されたことと関連して、数年前に脅迫を受けたと主張しているが、その逮捕をした警察官の一人は、そのような脅迫があったことを否定している。

第6段落にある告訴が被上訴人についてのように読めるが、被上訴人は、書かれた事件には参加していなかったことの証明が認められた。キング博士の妻と子供が在宅であった時にキング博士の家が事実二回爆破されたが、これらの両事件とも、被上訴人の市委員としての任期前のことであり、そして警察は、爆破に関係してはただでなく関与していた者達を逮捕するのあらゆる努力

をした。キング博士が4回逮捕されたうちの3回は、被上訴人が市委員になる前に起こっている。キング博士が二つの偽証で実際に起訴された（博士は、その後無罪になった）が、懲役5年となりうる偽証罪のいずれについても、被上訴人は起訴状を入手することとはできなかった。

被上訴人は、訴えている名誉毀損の結果として、実際に財産的損害を被ったことを証明しようとはしなかった⁽³⁾。証言者の一人である、元雇い主は、もしその文章を信じていたならば、「その広告の中で述べられるような事柄の関係者である誰とでも関係を持ちたいか」どうか疑問に思ったと証言し、また、「彼（被上訴人）が警察署にその新聞がというようなことをさせていたなら、彼（被上訴人）を再雇用しないだろう」と証言した。しかし、この証人も他の証人達も、被上訴人について言及されている文章を事実だと信じていたとは、証言しなかった。

広告費用はおよそ4,800ドルであった。そして、その広告は、署名も付した委員会のために活動しているニューヨークの広告代理業者からの命令に基づき、タイムズ社によって刊行された。その代理店は、その広告に名前を出すにあたっては許諾を得ていると証明する内容の、委員長であるA. フィリップ・ランドルフ氏からの手紙を添えて、広告を提出した。ランドルフ氏は、タイムズ社の広告受付部において、責任ある人物として知られており、そして、その手紙を掲載許諾として十分な証明力があると認めるかについては、実務慣例に従ってなされ刊行されたのである。手紙が添えられた広告のコピーでは、広告文中下方に現れた64名の名前だけを列記しており、「南部にいる我々は、暖かくこの求めを支持する」と書かれた文章の下方に上訴人らの個人名が掲載された名前のリストは、結果的にはその広告の初校が受け取られたとき付け加えられた、という証言があった。上訴人各々は、自分の名前が使われることを認めていな

(3) この広告が掲載されたタイムズ紙の394部が、アラバマ州で配られた。これらのうち、およそ35部は、モンゴメリー郡で配布された。その日のタイムズ紙の総発行部数は、およそ650,000部であった。

かったと証言しており、被上訴人の撤回要求があるまでその使用を知らなかったと証言している。広告受付部の部長は、内容が間違っていると思わせるものは何もなく、「疑いを持つ由もないほどの名声を持った多くの人達の、著名な人達の名を連ねた推薦の言葉があった」ので、出版の広告を承認したと証言した。そして、彼もタイムズ社の他の誰も、掲載された出来事に関連する最近のタイムズ紙のニュース記事と照合したり、あるいは他の方法で、広告の正確性を確かめようとしなかった。

まず被上訴人が広告の公的撤回を求める書面による請求をなし、上訴人がそれに応ずることを拒否しない限り、アラバマ州法は、公的行為についての出版物に対する名誉毀損訴訟においては、公務員に懲罰的賠償請求を認めていない(アラバマ州法第7章セクション914)。被上訴人は、上訴人の各々に、その撤回要求を行った。そもそも、上訴人各々は、自分の名前を当該広告に使わせることを承認しておらず、被上訴人が名誉毀損であると主張するような文章を出版したわけではないから、上訴人の誰もがこの要求に応じなかった。タイムズ社は、この要求に応じての撤回を表明しなかったが、被上訴人に、広告が「我々は、この文章がどのような形であれ、あなたに影響を及ぼしている」とされることに、いくぶん困惑している」、そして「あなたが望まれるのであれば、広告の中の文章が、どのような点があなたにとって不名誉であると主張しているのか、お教えいただければと思います。」という手紙を書いた。上訴人は、手紙に返事を書くことなく、数日後にこの訴訟を起こした。しかしながら、結果的には、タイムズ社は、アラバマ州のジョン・バターソン知事の要求に基づき、その広告の公的撤回を発表した。州知事は、その出版が「州知事としてアラバマ州教育委員会元委員長として、重大な不正行為と不適切な行為と怠慢があった」と、非難していると主張した。州知事への公的撤回は行われたがなぜ上訴人には行われなかったのかと尋ねられたとき、タイムズ社の秘書は、次のように証言した。「我々は、タイムズ社が出版したものが、アラバマ州にとって不名誉なことになることを望んでおらず、我々が見る限りでは、州知事はアラバマ州を体現している州の正当な代表者であり、さらには、我々はその時までには、その広告が繰り返していた実際の事実の多くを学び、ついには、その広告

が州当局と知事が前委員長であった教育委員会の行為について述べていることを知るようになったからである。」また一方で、その秘書は、「そこでの言葉がサリバン氏のことを言及している」とは思わなかったと証言している。

事実審判事は、広告中の文章は「それだけで名誉毀損 (libelous per se)」になり、免責が認められることもなく、上诉人が、広告を出版しそしてその記事文章が被上诉人「について且つ関する」ものであると陪審が事実認定できたならば、上诉人は責任を負うことになるであろうという説示を行ない、事件を陪審に付した。陪審は、文章がそれだけで名誉毀損であり、「法は、出版という事実のそのものから、法的損害を意味しており」、「嘘と悪意は推定され」「一般的な損害が主張・証明される必要はなく推認される。」「懲罰的賠償は、現実の損害額が認定できず示されなかったとしても、陪審は懲罰的賠償を認めることができる。」「懲罰的賠償額は、『通常損害の』賠償額とは区別されるように、アラバマ州法は性質上填補的な賠償は現実の害意を立証することを求めている」、判事は、「単なる過失や不注意は、現実の害意とか事実上の悪意ではなく、懲罰的賠償を科すことを正当化できない」と説明した。しかしながら、判事は、そのような賠償額を認定するには、損害を発生させる「現実の意図」とか「重過失とか無謀さ」という意味でもって、陪審は悪意を「確信」しなければならないことを説明することなく、上诉人への評決は填補賠償と懲罰的賠償が区別されることを求めなかった。判事の判断が合州国憲法修正第1条と修正第14条により保障される言論と表現の自由が制約されているという上诉人の主張を退けた。

原判決を支持するにあたり、アラバマ州最高裁判所は、あらゆる点で事実審判事の判断と説示を支持した。273 Ala. 656, 144 So. 2d 25. この判決によれば、「公表された言葉が、評判、職業、商取引またはビジネスにおいて、人の名誉を毀損するような場合、起訴し得る犯罪でもって告発する場合、個人に恥をかかせたような場合」は、それだけで「名誉毀損」である。つまり「問題となっている事柄が、上記の原理の下では、原告に“について且つ関する”ものとして公表されたならば、それだけで名誉毀損である。」そして、同判決は「金銭損害の証明がなくても、そのような損害が推定」され、訴えることが可能と

なるとする。前掲同 673, 676 頁, 144 So. 2d, 37, 41 頁。陪審が、被上訴人「について且つ関する」言明がなされたとことを判断できるとした事実審裁判所の判断を同判決は支持して、次のように述べている。「警察官、消防士等の市職員が、市当局の管理指示下にあり、そして特に、個別の市委員の管理指揮下にあることは、平均的な人達に周知されていることが一般常識であると、当法廷は考えている。そのような団体の業績や欠陥不全を考慮する際に、賞賛や批判が組織全体を管理する公務員に向けられる。」前掲同 674-675 頁, 144 So. 2d, 39 頁。評決は行き過ぎではなかったという事実審裁判所の判断を支持するあたり、その裁判所は「タイムズ社は、自身の書類ファイル中に当該広告における主張の誤りを示すことができたであろう記事を公表していたのであるから、その広告を印刷発刊したことについてタイムズ社の『無責任』から悪意が推定される」と述べた。さらに、その主張のいくつかの間違いをその時点でタイムズ社は知っていたのであり、「当該広告にあった事柄は両当事者にとっても等しく間違い」であり、知事については撤回した一方で、被上訴人については撤回しなかったことからわかる。そして、学生食堂に錠がかけられたという言明は別として、2つの段落が「大体において正しい」と思ったとするタイムズ社秘書の証言からもわかる。前掲同 686-687 頁, 144 So. 2d, 50-51 頁。この裁判所は、当初の意見において「この種の事件における損害額を法的に量る方法は無い」という考えを再確認している。前掲同 686 頁, 144 So. 2d, 50 頁。その裁判所は、「合州国憲法修正第 1 条は名誉毀損にあたる出版物を保護しない」として「同修正第 14 条は州の行為に対するものであり、私人の行為にはない」という上訴人の簡潔な表現で憲法上の問題点を退けた。前掲同 676 頁, 144 So. 2d, 40 頁。

憲法問題の重要な論点が含まれているので、当法廷は、上訴人個人およびタイムズ社からの個々の裁量上訴受理令状を別々に認めた。371 U. S. 946, 83 S. Ct. 510, 9 L. Ed. 2d 496. 当法廷は、原判決を破棄する。当法廷は、アラバマ州裁判所によって適用された法原則は、公務員の公務への批判について公務員が起こした名誉毀損訴訟で、合州国憲法修正第 1 条および修正第 14 条により求められる言論と出版の自由への保護手段を提供できなかったことにおいて憲

法上問題があると判断する⁽⁴⁾。さらに、当法廷は、適切な保護手段の下、本件において提示された証拠では、被上訴人勝訴の判決を支持するには憲法上不十分であると判断する。

I.

当法廷は、アラバマ州裁判所の判決を憲法問題から切り離すべきと主張する2つの論拠から、検討していく。第1は、州最高裁判所が依拠する主張であり、「修正第14条は州の行為に対するものであり、私人の行為にはではない」とする。この主張は本件には適用できない。本件は私人間の民事訴訟であるが、アラバマ州裁判所は、憲法上保障される言論と出版の自由に不当な規制を課すものであると上訴人が主張する州法を、適用してきた。その法が民事訴訟において適用されてきたことが問題なのではなく、制定法によって補完はされているものの、コモン・ローであることが問題なのである。アラバマ州法第7章セクション908-917参照。ここで判断するのは、州の権限が実行されてきた形式なのではなく、どのような形式であれ、州の権限が実行されたかどうかである。Ex

(4) 当法廷は、修正14条により州へも適用される修正1条の言論と出版の自由の保障に基づいて上訴人全ての主張を支持するのであるから、その他の者によって主張される修正14条違反という問題については判断しない。個々の上訴人は、自らが敗訴した判決は、名誉毀損であるとされた出版物を公刊したことを承認したことを示す証拠は無かったのであるから、適正手続条項に違背していると主張し、法廷内における人種差別と人種偏見によって適正手続条項と平等保護条項に違背していると主張している。タイムズ社は、アラバマ州裁判所が当法人に対する管轄を引き受けたのは、適正手続条項の地理的限度を越えていると主張する。後者の主張は、タイムズ社が異議を留めずに出廷したことによってその管轄異議申立てを放棄したとアラバマ州裁判所が判断したことにより、当法廷の審理対象からは排除される。当法廷は、それ以前のアラバマ州判例において「公正かつ相当な支持」が得られはしないが不足すると言うことはできない。Thompson v. Wilson, 224 Ala. 299, 140 So. 439 (1932年)参照。N. A. A. C. P. v. Alabama, 357 U. S. 449, 454-458, 78 S. Ct. 1163, 2L. Ed. 2d 1488 と対比せよ。

parte Virginia, 100 U. S. 339, 346-347, 25 L. Ed. 676, American Federation of Labor v. Swing, 312 U. S. 321, 61 S. Ct. 568, 85 L. Ed. 855 参照。

第2の主張は、言論および出版の自由の憲法上の保障は、少なくともタイムズ社に関する限り、名誉毀損と主張する文章は対価の支払われた「商業的な」の広告の一部として公表されたのであるから、本件への適用はできないというものである。この論理は、*Valentine v. Chrestensen*, 316 U. S. 52, 62 S. Ct. 920, 86L. Ed. 1262 判決に依拠している。つまり、商用やビジネスの広告を町で配付することを禁ずる市条例は、修正第1条の自由を侵すものではなく、たとえ片面に商用メッセージが掲載されもう片面には特定の公的行為に反対するチラシに適用されたとしても、修正第1条の自由を侵すものではないと、この裁判所は判示した。この論拠は、まったく違ったところを指摘している。*Chrestensen* 判決では、「情報通信と意見公表」の自由が憲法上保護されることが再確認されている。その判決は、チラシが「純粹に商業広告」であったということ、及び、公務員の行為に対する抗議は条例適用を回避するためだけに付け加えられたという事実に依拠している。

本件での出版は、*Chrestensen* 判決で使われた言葉の意味での「商業的な」ものではなかった。本件では、情報を伝え、意見を表明し、不平を詳述し、問題となっている虐待に抗議し、抵抗運動の存在および目的が高い社会的関心を集めている運動への資金援助を求めていたものである。N. A. A. C. P. v. Button, 371 U. S. 415, 435, 83 S. Ct. 328, 9L. Ed. 2d 405 参照。タイムズ社には広告を公表することに対して対価が支払われていたことは、新聞と書籍が販売されるという事実では同様であるが、この関連性においては重要なことではない。Smith v. California, 361 U. S. 147, 150, 80 S. Ct. 215, 4 L. Ed. 2d 205; cf. Bantam Books, Inc. v. Sullivan, 372 U. S. 58, 64, n. 6, 83 S. Ct. 631, 9L. Ed. 2d 584. いずれの結論でも、この種の「編集広告」を新聞社が行うことを思いとどまらせてしまい、そして、出版組織と接触できない人々、——自らは出版社の一員ではないけれども言論の自由を行使したいと望んでいる人々——による情報やアイデアを公表する重要なはげ口を閉ざしてしまうこととなる。Lovell v. City of Griffin, 303 U. S. 444, 452, 58 S. Ct. 666, 82 L. Ed. 949;

Schneider v. State, 308 U. S. 147, 164, 60 S. Ct. 146, 84 L. Ed. 155, 666, 82 L. Ed. 949 参照。その影響は、「多様で敵対的な発信源からの情報を最も広範に伝播させる」ことを保障しようとする修正第 1 条を制約することになってしまいうであろう。Associated Press v. United States, 326 U. S. 1, 20, 65 S. Ct. 1416, 1424, 89 L. Ed. 2013. 表現の自由に対してそのような障害を負わせないようにするためには、当法廷は、名誉毀損であると主張される文章が憲法上今の判例によって守られるならば、その文章は対価の支払われる広告という形式で出版されたのであっても憲法上の保護を喪失することはないと、判示する⁽⁵⁾。

II.

本件に適用されたアラバマ州法下では、もし発言された言葉が「人の信望を損ない傷つけるようなものであり」もしくは「人を侮辱するようなもの」であれば、出版すること「それだけで名誉毀損」となる。もし発言された言葉が「公的立場にある人を傷つけ、誤った行動を公的立場の人のせいにし、公務の健全性を損ない、公的信頼への誠実さを損なう」といった判断基準に合致しているならば、陪審は、原告が公務員であり行政政府の職階層における立場が、従事している部署への批判文によって原告の名誉に影響をもたらしたと判断するのに十分な証拠であるならば、その言葉が原告「について且つ関する」ものとして公表されたと事実審裁判所は、判断しなければならない。「それだけで名誉毀損」が一旦成立すれば、事実の詳細全てが真実であると被告が陪審を説得できない限り、述べられた事実に対する抗弁はできない。Alabama Ride Co. v. Vance, 235 Ala. 263, 178 So. 438 (1938); Johnson Publishing Co. v. Davis, 271 Ala. 474, 494-495, 124 So. 2d 441, 457-458 (1960). 自分の意見を述べるための「公正な批評」という被告の免責特権は、批評の原因となる事実の真実性に依拠する。Parsons v. Age-Herald Publishing Co., 181 Ala. 439, 450, 61 So. 345, 350 (1913 年). 被告が真実性を証明する責任を果たせない限り、通常損

(5) アメリカ法律家協会「リスステイメント不法行為法」s 593, Comment b (1938) 参照。

害が推定され、財産上の損害発生を証明しなくても認容される。現実の害意を示すことは明らかに懲罰的損害賠償請求の必要条件であり、被告は制定法の求める条件に従った撤回によって、結果的に懲罰的な賠償を回避することができる。善良な動機と信念は、実際のところ悪意の推定を覆しはしないが、陪審が懲罰的賠償をそれに見合ったものとして選択するならば、懲罰的損害賠償額の減額においてのみ意味を持つ。Johnson Publishing Co. v. Davis, *supra*, 271 Ala., 495, 124 So. 2d, 458.

我々の前に置かれた問題は、公務員による公務への批判に対して公務員が起こした訴訟に適用される、この賠償責任原則が、第1修正及び第14修正によって保障される言論と出版の自由を損なうか否かである。

被上訴人は、アラバマ州の裁判所と同様に、憲法は名誉毀損となる出版を保護しないということを有効と判断する当裁判所の言明に、大きく依拠している⁽⁶⁾。

それらの言明は、本件での当法廷の判断を排斥するものではない。公務員の公務に対する批判的表現に制裁を科す名誉毀損法を、支持する先例はどこにもない。Pennekamp v. Florida, 328 U. S. 331, 348-349, 66 S. Ct. 1029, 1038, 90 L. Ed. 1295における判決理由では、「発言が名誉毀損となるとき、裁判官は、他の公僕が持つと同様に、名誉毀損に対する損害賠償において救済手段を持つ」ということが、何らかの救済手段が公務員に対して憲法上与えられるという考えを含んでいるのではない。Beauharnais v. Illinois, 343 U. S. 250, 72 S. Ct. 725, 96 L. Ed. 919判決において、イリノイ州の刑事上の名誉毀損法が出版物に適用され、人種差別的なグループが名誉毀損を行っており、かつ暴力と

(6) Konigsberg v. State Bar of California, 366 U. S. 36, 49, and n.10, 81 S. Ct. 997, 6 L. Ed. 2d 105; Times Film Corp. v. City of Chicago, 365 U. S. 43, 48, 81 S. Ct. 391, 5 L. Ed. 2d 403; Roth v. United States, 354 U. S. 476, 486-487, 77 S. Ct. 1304, 1 L. Ed. 2d 1498; Beauharnais v. Illinois, 343 U. S. 250, 266, 72 S. Ct. 725, 96 L. Ed. 919; Pennekamp v. Florida, 328 U. S. 331, 348-349, 66 S. Ct. 1029, 90 L. Ed. 1295; Chaplinsky v. New Hampshire, 315 U. S. 568, 572, 62 S. Ct. 766, 86 L. Ed. 1031; Near v. Minnesota, 283 U. S. 6.

暴動を引き起こしたことに責任があると判示されたことを、当裁判所は支持している。「公人は、いわば、公の所有物である」から、「議論することが否定されることはあり得ず、批判する権利と同様に義務も弾圧されてはいけない。」同判例、263-264頁、72 S. Ct. at 734, 96 L. Ed. 919 および註18。公務員の名譽毀損に対して損害賠償責任を認める権限の制約に対する憲法上の問題点が提起されたついこの前の事件において、当裁判所は意見が等しく分かれその論点について判断がなされなかった。Schenectady Union Pub. Co. v. Sweeney, 316 U. S. 642, 62 S. Ct. 1031, 86 L. Ed. 1727. 今、その問題を判断するに際して、「単にレッテルをはる」事以外に「名譽毀損の」という形容語に力点を置く州法の先例にも施策にも拘束されてはいない。N. A. A. C. P. v. Button, 371 U. S. 415, 429, 83 S. Ct. 328, 9 L. Ed. 2d 405. 反乱⁽⁷⁾、軽蔑⁽⁸⁾、不当な行為への主張⁽⁹⁾、治安妨害⁽¹⁰⁾、わいせつ⁽¹¹⁾、法律業務の勧誘⁽¹²⁾、そして、当裁判所が審理しているさまざまな表現の自由の抑圧形式のように、名譽毀損は、憲法的制約から免罪符の如く逃れる主張とはならないのである。それは、憲法修正第1条を満たす基準で判断されなければならない。

公的な質問を発するという表現の自由が憲法修正第1条によって保障されているという一般的な立場は、当裁判所の判決によって確立されてきた。当法廷が述べた「人民が望む政治的社会的変革を起こさせるためのアイデアが自由に交換できることを保障するように、憲法上の保護は発展してきている」Roth v. United States, 354 U. S. 476, 484, 77 S. Ct. 1304, 1308, 1 L. Ed. 2d 1498. 「自由な政治的議論の機会を確保すること、詰まるところ、政府が人民の意思に応え、合法的な方法による変革がもたらされるという、共和国の安全

(7) Herndon v. Lowry, 301 U. S. 242, 57 S. Ct. 732, 81 L. Ed. 1066.

(8) Bridges v. California, 314 U. S. 252, 62 S. Ct. 190, 86 L. Ed. 192; Pennekamp v. Florida, 328 U. S. 331, 66 S. Ct. 1029, 90 L. Ed. 1295.

(9) De Jonge v. Oregon, 299 U. S. 353, 57 S. Ct. 255, 81 L. Ed. 278.

(10) Edwards v. South Carolina, 372 U. S. 229, 83 S. Ct. 680, 9 L. Ed. 2d 697.

(11) Roth v. United States, 354, U. S. 476, 77 S. Ct. 1304, 1 L. Ed. 2d 1498.

(12) N. A. A. C. P. v. Button, 371 U. S. 415, 83 S. Ct. 328, 9 L. Ed. 2d 405.

にとって不可欠である機会は、我々の憲法制度における基本原理の一つなのである。」Stromberg v. California, 283 U. S. 359, 369, 51 S. Ct. 532, 536, 75 L. Ed. 1117. 「人々が自分の思うことを話すことは、いずれの公的機関にとっても、心地よい味わいがするものではないが、それは、かけがえのないアメリカ人の特権である。」Bridges v. California, 314 U. S. 252, 270, 62 S. Ct. 190, 197, 86 L. Ed. 192. そして、この機会は「抽象的な議論」ではなく「活気ある弁論」に与えられるべきものである。N. A. A. C. P. v. Button, 371 U. S. 415, 429, 83 S. Ct. 328, 9 L. Ed. 2d 405. ラーニッド・ハンド判事は次のように述べている。憲法修正第1条は「いかに権威のある選別を通してなされるよりも、複数人の口から集められた考えの方が正しい結論となり得るということを前提としている。多くの場合、こうしたことが愚かなことであり、そして、愚かなこととなり得る。しかし、我々はすべてをこれに賭けたのである。」United States v. Associated Press, 52 F. Supp. 362, 372 (D. C. S. D. N. Y. 1943). ブランダイス判事は、Whitney v. California, 274 U. S. 357, 375-376, 47 S. Ct. 641, 648, 71 L. Ed. 1095 判決における賛成意見において、この原理に古典的な形式を与えた。

「我らの独立を勝ちとってくれた人々は、公の議論が政治的な義務であること、これがアメリカの統治の基本原則であるべきこと、を信じていた。彼らは、あらゆる人間の組織全てがさらされるであろうリスクも認識していた。しかし、彼らは、秩序はその違反に対する処罰への恐怖によってのみで保障されることはあり得ないことを知っていた。思想、希望、想像力を阻むことが危険であることを、恐怖は、抑制を産むこと、その抑制は、憎しみを産むこと、その憎しみは、安定した政府を脅かすこと、安全な道は、予期できる不安と考える救済方法を自由に議論する機会の中に存在すること、そして、悪意に満ちた弁護団に対しては適切な救済手段が効果的であること、を知っていた。公の議論を通して出てくる理性の力を信じて、彼らは、最悪の形で力の議論である法により、沈黙させられることを避けようとしたのである。多数派の場当たりの暴威を認識しているがために、言論および集会の自由が保障されるべきであると合州国憲法を修正

したのである。」

かくして、当法廷はこの事件が、公的問題についての議論は制約されず確固としたものであり広く開かれたものであるべきであるという原理、そして、その議論は、激しく痛烈で時には政府や公務員に対する不快なまでに鋭い非難ともなりうる、という原理に基づきなされた深遠なる国家的責務の背景にある考えに反すると判断する。Terminiello v. Chicago, 337 U. S. 1, 4, 69 S. Ct. 894, 93 L. Ed. 1131; De Jonge v. Oregon, 299 U. S. 353, 365, 57 S. Ct. 255, 81 L. Ed. 278 参照。現代の広告は、不平を表現するものとして、そしてこの時代の公的問題の一つに抵抗するものとして、憲法上の保護を得る資格を明確に与えられている。問題は、事実の言明の誤りの一部によって、そして、被上訴人が主張する名誉毀損によって、その保護が失われているか否かである。

修正第1条についての信頼できる解釈によれば、真実のテスト、つまり裁判官、陪審、行政府の公務員によってなされようが、発言者に真実の証明責任を課すものである真実のテストに対する例外を認めることは頑なに拒まれてきた。Speiser v. Randall, 357 U. S. 513, 525-526, 78 S. Ct. 1332, 2 L. Ed. 2d 1460 参照。憲法上の保障は、「そこに出された真実性、通俗性、発案や信念の社会的有用性に向けられているのではない。」N. A. A. C. P. v. Button, 371 U. S. 415, 445, 83 S. Ct. 328, 344, 9 L. Ed. 2d 405. マディソンが言ったように、「ある程度の誤用は、あらゆるものの適正使用から分離はできない。そして、このことは出版においてまさに当てはまるのである。」4 Elliot's Debates on the Federal Constitution (1876年) 571頁。Cantwell v. Connecticut, 310 U. S. 296, 310, 60 S. Ct. 900, 906, 84 L. Ed. 1213 判決において、当裁判所は以下のように判示した。

「宗教上の忠誠心という世界および政治的信念という世界においては、明白な差異がある。両者の世界において、或る者の信条は、その隣人にとってはひどい間違いのように見えるかも知れない。周知のごとく、教会や州においてこれまでもそして今も卓越した人物への中傷に対して、この者を擁護しようとする者は、自らの見解で他人を説得するために、誇大な表現

そして誤った表現をも使う。しかし、この国の人民は、歴史の明かりに照らし、やり過ぎや濫用の可能性があるにもかかわらず、これらの自由が、長い目で見れば、民主主義国家の市民としての啓蒙された意見と適正な行動にとって不可欠であることを、定めてきたのである。」

そうした誤った言明は自由な議論においては不可避であり、回避不能である。そして表現の自由が、その自由自体が「生き残るために必要」とする「息抜き場」を持つべきなのであれば、自由な議論は守られなければならない (N. A. A. C. P. v. Button, 371 U. S. 415, 433, 83 S. Ct. 328, 338, 9 L. Ed. 2d 405) ということは、コロンビア特別区巡回控訴裁判所による *Sweeney v. Patterson*, 76 U. S. App. D. C. 23, 24, 128 F. 2d 457, 458 (1942), cert. denied, 317 U. S. 678, 63 S. Ct. 160, 87 L. Ed. 544 判決においても認容されている。エジャートン判事は、或る連邦議会議員が、裁判官任命において反対したことが反ユダヤ主義であると非難した新聞記事に対して、その議員が起こした名誉毀損訴訟を棄却した判決を全員一致で支持した法廷で、次のように述べた。

「公務員の政治的行動についての誤った報道に対して責任を負わせる事件というのは、統治される者は統治する者を非難してはいけないという時代遅れの教義を反映させたものである。ここにおいては公の利益が、上訴人や他の個人の利益を上回るものである。公の利益保護は、ただ単に議論だけでなく、情報も必要とする。一部の立派な人達が是認し、また他の者が非難するという政治的な行為と見解は、絶えず連邦議会議員の責任とされる。事実の誤り、特に人の精神状態と思考過程に関しては、誤りは不可避である。名誉毀損の領域に付け加えられる如何なるものも、自由な議論の領域から取られてくるものである。」⁽¹³⁾

(13) Mill, *On Liberty* (Oxford: Blackwell, 1947年) 47頁参照。「詭弁を弄して議論すること、事実や議論を伏せておくこと、事件の要点を誤って述べること、反対側の意見を歪めて伝えること、こうしたこと全ては、最も悪質な場合においても、完全なる善意でもって繰り返しながら、思いもよらない人達によりなされているのである。そ

公務員の評価を誤ったことによる損害は、事実の間違いが引き起こす損害と同様に、損害がなければ自由のはずであった言論を抑圧する正当事由とはなり得ない。司法公務員が関与する場合、裁判所の尊厳と名誉についての配慮は、裁判官やその判決に対する刑事上の侮辱として罰することを正当化しないと当裁判所は、判示してきた。Bridges v. California, 314 U. S. 252, 62 S. Ct. 190, 86 L. Ed. 192. このことは、たとえ発言が「半分は真実」および「誤報」を含むとしても、当てはまるのである。Pennekamp v. Florida, 328 U. S. 331, 342, 343, n. 5, 345, 66 S. Ct. 1029, 90 L. Ed. 1295. そのような抑圧が許されるとすれば、それは司法妨害についての明白で今そこにある危険がある場合にのみ、正当化できるのである。Craig v. Harney, 331 U. S. 367, 67 S. Ct. 1249, 91 L. Ed. 1546; Wood v. Georgia, 370 U. S. 375, 82 S. Ct. 1364, 8 L. Ed. 2d 569 参照。もし、裁判官が「不屈の精神の持ち主として、頑強な環境下でも生き延びることができる」とされるならば」Craig v. Harney, *supra*, 331 U. S., at 376, 67 S. Ct., at 1255, 91 L. Ed. 1546, 同様の事が、公選された市委員のような政府の公務員についても、間違いなく当てはまらなければならないのである⁽¹⁴⁾。

公務員の行為を批判することは、それが有用な批判であるが故に、その公務員の公的評価を損なうからということのみで、憲法上の保護を失うのではない。

公務員の行為に対する批判から憲法上の保護を取り去るのには、事実の誤り及び名誉毀損的な内容では十分でないとするれば、この二つの要素を組み合わせ

して、別の多くの観点からは、無知とか無能なのであり、考慮するに値しないとされてしまう、つまり、十分な根拠に基づき、その誤説が道徳的に非難されるべきであると示すことも殆ど不可能なのである。そして、ましてや、法律がこの種の論争における不正行為に介入することも考えにくいのである。』

(14) 公務員が働く環境については、特に政治活動を行う間は、或る一人の批評家の次の言葉の中で記されている。「大抵のところは、著しい無能、公益の無視、共産主義的同情等の告発が、辺りに蔓延し、そして、贈収賄、横領、その他の刑事処罰をうかがわせるものも希ではない。」Noel, Defamation of Public Officers and Candidates, 49 Col. L. Rev. 875 (1949年)。

60年も前に書かれた同様の記述については、Chase, Criticism of Public Officers and Candidates for Office, 23 Am. L. Rev. 346 (1889年) 参照。

たとしても十分ではない。これは、1798年の反政府活動取締法（1 Stat. 596）を巡る大論争から引き出される教訓であり、初めて憲法修正第1条の中心的な意味を国民が知ることとなるのを具体化させたものであった。Levy, *Legacy of Suppression* (1960), 258頁以下, Smith, *Freedom's Fetters* (1956), 426, 431頁等を参照。その法は、「何人も、合州国政府、連邦議会両院、合州国大統領に対して、それらのいずれか若しくは全てに、中傷したり侮辱や悪評を与えたり、また合州国の善良なる市民の嫌悪感を煽動する目的で、誤報、中傷的かつ悪意に満ちた文書や書籍を著述し、印刷し、口外し、出版したならば」、5,000ドルの罰金および懲役5年の刑で処罰可能としていた。この法は、真実の抗弁を被告人に認め、陪審が法律と事実を判断するべきものという前提であった。これらの前提条件にもかかわらず、その法は、ジェファーソンとマディソンが参加した非難攻撃において、違憲であると激しく批判された。1798年の有名なバージニア決議において、バージニア州議会は以下の様に議決した。

その法は、連邦議会の最終会期において通過した「外国人・反政府活動取締法」にある直近の2例における、合州国憲法への明白で切迫した違背となる法であると決議した。（反政府活動取締法）は、合州国憲法によって委ねられてはいない権力を行使しており、一方で明白かつ積極的に憲法修正条項によって禁じられている、万能の警鐘を鳴らす権限を与えている。なぜならば公人を自由に吟味する権利との対比でバランスが保たれるからであり、これが、従前は他者の権利を効果的に守るものとして正当視されてきたものである。」4 *Elliot's Debates*, 前掲 553-554頁。

マディソンは、この抗議運動を支援する報告書を準備していた。彼の前提は、合州国憲法は、「政府ではなく人民が絶対的な統治権を持つ」という統治形態を作り出したというものであった。統治の構造が、権力集中に対する人民の不信感を反映して、権力そしてあらゆるレベルでの権力そのものを、分散させたのである。この統治形態は、国王が支配者であり人民が臣民となっているイギリスの形態とは「全く異なった」ものである。「そのような別の状況下では、それが自然且つ必然ではないのではないか」そして「報道の利用においては異

なる度合の自由が考慮されるべきではないのか」と彼は自問した。同 569-570 頁。かつては、下院の議論において、マディソンは以下のように述べている。「もし我々が共和国政府の本来の姿について言及するならば、我々は、検閲の権限は、人民が政府を検閲することであり、政府が人民を検閲することにあるのではないことを見いだすであろう。」4 Annals of Congress, 934 頁 (1794 年)。報道によるその権限行使について、彼の報告書は以下の様に述べている。「合州国における、おそらくあらゆる州では、公人の功績と評価を検討することにおいて、あらゆる表現における自由を、報道は行使してきており、これはコモンローの厳格な制限に拘束されることなくである。この土台上で、報道の自由は成り立ってきている。この基盤の上で、報道は今も成り立っているのである。」4 Elliot's Debates, 前掲 570 頁。マディソンの考えにおいては、このように、公務員の運営について自由に公に議論する権利は、アメリカの統治形態の基本原則であったのである⁽¹⁵⁾。

この反政府活動取締法は、これまで当裁判所で審査されたことはなかったが⁽¹⁶⁾、その有効性についての非難は、歴史という審判においては勝利を収めてきた。その法により刑事訴追で科された罰金は、その法が違憲であるという理

(15) バージニア決議は続いて次の様に述べている。「自由に公的な人物や施策を議論する権利を脅かすことなく、政治を司る人達を悪評や恥辱におとしめるような意図を処罰することは、明らかに不可能である。このことは、また、政治を司る人達の人格や行為についての自由な批評により、人民から軽蔑や憎悪に値すると捉えられたらばいつでも、それに晒される危険から、その者たちを保護すること同じである。このように非難されるべき行政に対する正当で当然の結果を処罰する法を隠れ蓑とする政府は、自らの責務を忠実に果たすのに不可欠である責任を簡単に逃れようとしているのは疑う余地もない。」

「最後に、思い起こしていただきたい。政府の構成員を選出する権利は、自由で責任感のある政府には特に欠くことのできないものであることを。この権利の価値と有用性は、国民の信頼に対して立候補者のメリット・デメリットを比較するという知識に依存しており、そして、その結果として、平等な自由という点においては、立候補者を個別にこれらのメリット・デメリットを精査し議論することに依存しているのである。」4 Elliot's Debat 前掲 575 頁。

(16) この法は、1801 年の会期までで効力を失った。

由で、連邦議会制定法により返金されている。例えば、Act of July 4, 1840, c. 45, 6 Stat. 802, accompanied by H. R. Rep. No. 86, 26th Cong., 1st Sess. (1840年) 参照。カルホーンは、1836年2月4日付上院への報告書の中で、その無効性が「もはや誰も疑わない」問題であると考えていた。Report with Senate bill No. 122, 24th Cong., 1st Sess., p. 3。ジェファーソンは、大統領として、この法に基づき有罪判決を受けて刑を下された者達を特赦し罰金刑を免除して、次のように述べた。「私は、反政府活動取締法により起訴や処罰されている人達すべてを放免した。なぜならば、連邦議会が我々に黄金の像にひれ伏しの崇めることを命じているかの如く、その法は無効であると、私はかつても考えたからであり、そして今もそう考えている。」アダムス夫人への手紙、1804年7月22日、ジェファーソン全集4 (Washington ed.) 555, 556頁。この法が無効であることは、また当裁判所の判事によって考えられてきた。*Abrams v. United States*, 250 U. S. 616, 630, 40 S. Ct. 17, 63 L. Ed. 1173 判決においてブランドイス判事が加わったホームズ判事の反対意見、*Beauharnais v. Illinois*, 343 U. S. 250, 288-289, 72 S. Ct. 725, 96 L. Ed. 919 判決におけるジャクソン判事の反対意見、Douglas, *The Right of the People* (1958年), 47頁, 参照。また、Cooley, *Constitutional Limitations* (8th ed., Carrington, 1927年), 899-900頁, Chafee, *Free Speech in the United States* (1942年), 27-28頁参照。これらの見解は、その法が、政府や公務員への批判に課す規制故に、修正第1条に反するという幅広い合意を反映している。

反政府活動取締法の歴史的経緯から存在しているその憲法上の制限は、連邦議会にのみ適用され州ではないという被上訴人の論拠には理由が無い。修正第1条が元来連邦政府による行為のみに向けられたものであることは事実であり、たとえばジェファーソンは、「出版の自由を管理する」という連邦議会の権限を否定しつつ、州にそのような権利を認めていることも事実である。*Dennis v. United States*, 341 U. S. 494, 522, n. 4, 71 S. Ct. 857, 95 L. Ed. 1137 (同意法廷意見) に引用された Abigail Adams 宛 1804年手紙を参照。しかし、憲法修正第14条の採択そして憲法修正第1条の規制が州にも適用されることとなり、この区別は無くなった。例えば、*Gitlow v. New York*, 268 U. S. 652,

666, 45 S. Ct. 625, 69 L. Ed. 1138, *Schneider v. State*, 308 U. S. 147, 160, 60 S. Ct. 146, 84 L. Ed. 155, *Bridges v. California*, 314 U. S. 252, 268, 62 S. Ct. 190, 86 L. Ed. 192, *Edwards v. South Carolina*, 372 U. S. 229, 235, 83 S. Ct. 680, 9 L. Ed. 2d 697 参照。

刑事法で州が憲法上なし得ないことは、民事上の名誉毀損でも同様に、なし得る範囲外のことである⁽¹⁷⁾。本件におけるアラバマ州裁判所によって提示されたルールの下で損害賠償を認めるという恐怖感は、刑事法による訴追の恐怖よりも、明らかに抑制的なものとなり得る。*City of Chicago v. Tribune Co.*, 307 Ill. 595, 607, 139 N. E. 86, 90 (1923年) 参照。たとえば、アラバマ州には、以下の様な刑事上の名誉毀損法がある。「何人も、重罪または道徳的な背信行為で起訴し得る法令違背を行った者が職務を行なったと意味する非難を、不正且つ不当に他人に、述べたり、書いたり、出版した者は起訴される。」そして、500ドルを超えない罰金と6ヵ月の禁固刑を有罪判決でもって処置することを認めている(アラバマ州法14章セクション350)。おそらくは、この制定法違反の嫌疑をうける者には、告発する要件および合理的な疑いを越える証明の要件といった通常の刑事法上の防御手段が与えられる。これらの防御手段は、民事訴訟において、被告は利用できないのである。本件において認められる判決額は、—— 現実に金銭的損害を被ったことの証明が無くとも —— アラバマ州刑事法により規定される最高の罰金額よりも1,000倍大きく、反政府活動取締法により規定される罰金額の100倍大きいものである。そして、民事訴訟には適用し得る二重の危険ルールがないのであるから、上訴人が行った同じ一つの出版に対して与えられる唯一の判決ではないのである⁽¹⁸⁾。新聞がその

(17) *Farmers Educational and Cooperative Union of America v. WDAY*, 360 U. S. 525, 535, 79 S. Ct. 1302, 3 L. Ed. 2d 1407 参照。

(18) タイムズ社は、次のように述べている。その広告に対して他に4つの名誉毀損訴訟が、モンゴメリー市委員として働いていた別の者達およびアラバマ州知事によって、起こされた。事実審裁判にまで行った訴訟のうち、一訴訟だけに500,000ドルの評決が認められた。そして、他の3訴訟で請求された損害賠償額は、総計で2,000,000ドルとなる。

ような判決の連続で生き残っていけるか否かに関わらず、公的な批判を表明する人々に課せられる恐怖と臆病さのとばりは、憲法修正第1条の自由が生き残ることができない環境なのである。明らかに、民事上の名誉毀損についてのアラバマ州法は、「刑事法を頼りにすることよりもずっと大きな危険を、守られるべき自由に対してもたらしめてしまう規制の形なのである。」*Bantam Books, Inc. v. Sullivan*, 372 U. S. 58, 70, 83 S. Ct. 631, 639, 9 L. Ed. 2d 584.

州法のルールは、真実の抗弁を配慮しても認容されることはない。偽ることなくなされた誤った言明に対する抗弁は、*Smith v. California*, 361 U. S. 147, 80 S. Ct. 215, 4 L. Ed. 2d 205 判決において当法廷が、販売目的で猥褻な書物を所有していることが書籍販売者を有罪とするには不可欠と判示した有罪証明に必要であったのと同様に、本件においても不可欠なのである。当裁判所は以下のように述べた。

「書籍販売者が書籍の内容を知らないままで刑事上の責任を負うとしたらば、その販売者は販売する本を自らが検分したもののだけに制限するようになるであろう。かくして、州は猥褻な書物だけでなく憲法上保護される文学作品の配給にも規制をかけることになる。そして、書籍販売者を制限することが、一般市民が書物に接することを制限することになるのであるから、書籍販売者の重荷が一般市民の重荷になるのである。書籍販売者は、絶対的な刑事責任を負わされることに臆病になり、よって、州でも憲法上直接、発禁にできない活字の形になったものへ一般市民が接することを制限してしまうようになる。州によって強いられる書籍販売者の自己検閲は、市民全体に影響する検閲であり、個人的が行なうよりも害毒となる検閲となるであろう。それを通じて、猥褻であるものそうでないもの両者を含めて、あらゆる書籍の配給が妨げられることになる。」(361 U. S. 147, 153-154, 80 S. Ct. 215, 218, 4 L. Ed. 2d 205)。

公務員の行為を批判するには、自ら述べる事実が全てが真実であることを保障させるという法理は、—— その際に事実上無制限の名誉毀損賠償額が負わされるという条件では——「自己検閲」とおなじことになってしまう。被告

に証明責任を負わせて、真実の抗弁を認めることは、誤った言明のみが抑止されるということの意味しているのではない。この抗弁が十分な安全装置であると認めている裁判所ですら、争われている名誉毀損が、あらゆる事実の特殊状況において真実であるということを法的に証明することの困難さを認めてきている⁽¹⁹⁾。例えば、Post Publishing Co. v. Hallam, 59 F. 530, 540 (C. A. 6th Cir. 1893 年) 参照。また、Noel, Defamation of Public Officers and Candidates, 49 Col. L. Rev. 875, 892 (1949 年) 参照。こうした法理の下では、公務員の行為を確たる証拠なく批判することは、たとえそれが事実と信じられているとしても、たとえそれが実際に事実であったとしても、それが法廷で証明できるかという疑念もしくは証明することにかかる費用を恐れるが故に、公務員の行為への批判を声にすることを抑制してしまうであろう。そうした批判は、「不法とされる領域を大きく広げている」言明だけとなっていくことになる。Speiser v. Randall, 前掲, 357 U. S., at 526, 78 S. Ct. at 1342, 2 L. Ed. 2d 14 60. よって、この法理は、議論の活力を弱め、一般市民の議論の多様性を制限してしまう。これは、修正第 1 条と同 14 条とは相容れないものである。

当法廷が考えるに、憲法上の保障には、公務員が名誉毀損的な言明が「現実の害意」でもって行われた、——つまりそれは虚偽であった若しくは虚偽であったか否かを無頓着にも無視していた————ということを証明できない限り、公務員がみずからの公務に関する名誉毀損的な虚偽の言明に対して損害賠償を認めることを禁じるという連邦の法理が必要である。多くの州裁判所⁽²⁰⁾で採用

(19) 間違った言明の誤りが矛盾をきたすことにより、「真実への明白な認識とより鮮明な印象」が生まれるのであるから、誤った言明でも、一般市民の議論へは価値のある貢献をなしうると考えられるのである。Mill, On Liberty (Oxford: Blackwell, 1947 年), 15 頁。参照。また、Milton, Areopagitica, in Prose Works (Yale, 1959 年), Vol. II, 561 頁参照。

(20) 例えば、Ponder v. Cobb, 257 N. C. 281, 299, 126 S. E. 2d 67, 80 (1962 年), Lawrence v. Fox, 357 Mich. 134, 146, 97 N. W. 2d 719, 725 (1959 年), Stice v. Beacon Newspaper Corp., 185 Kan. 61, 65-67, 340 P. 2d 396, 400-401, 76 A. L. R. 2d 687 (1959 年), Bailey v. Charleston Mail Assn., 126 W. Va. 292, 307, 27 S. E. 2d 837, 844, 150 A. L. R. 348

されてきて、しばしば法理のように引用される言葉は、カンサス州の判例 Coleman v. MacLennan, 78 Kan. 711, 98 P. 281 (1908 年) において見いだせる。再選の候補者であり州立校の基金の運営管理を担当する委員会メンバーであるカンサス州司法長官が、学校基金の運用に関連する司法長官の公務についての事実を述べている新聞記事中において名誉毀損があるとして、新聞社を訴えた。被告は、名誉毀損責任の免除という免責特権を申し立て、事実審裁判官は原告の異議を却下して、次のように陪審に説示した。

「公職への立候補者に関する真実に基づく情報であると被告自らが信じるものを提供するという唯一の目的で、また投票する者達がより賢明な投票を行えるようにするという目的で、記事が投票者達の間で公刊され回覧され、これら全てが悪意なく誠実に行われた場合、たとえその記事中の主たる内容が正確でなく原告の人格を傷つけるようなものであったとしても、その記事は名誉毀損責任の免除を受けるのである。そして、この場合には、

(1943 年), Salinger v. Cowles, 195 Iowa 873, 889, 191 N. W. 167, 174 (1922 年), Snively v. Record Publishing Co., 185 Cal. 565, 571-576, 198 P. 1 (1921 年), McLean v. Merriman, 42 S. D. 394, 175 N. W. 878 (1920 年)。同じ法理を、公職への候補者に適用している例については、Phoenix Newspapers v. Choisser, 82 Ariz. 271, 276-277, 312 P. 2d 150, 154 (1957 年), Friedell v. Blakely Printing Co., 163 Minn. 226, 230, 203 N. W. 974, 975 (1925 年) 参照。さらに、Chagnon v. Union-Leader Corp., 103 N. H. 426, 438, 174 A. 2d 825, 833 (1961 年), *cert. denied*, 369 U. S. 830, 82 S. Ct. 846, 7 L. Ed. 2d 795 参照。

学説における総意は、明らかに、ここで採用された法理に好意的である。例えば、1 Harper and James, Torts, s5.26, 449-450 頁 (1956 年), Noel, Defamation of Public Officers and Candidates, 49 Col. L. Rev. 875, 891-95, 897, 903 頁 (1949 年), Hallen, Fair Comment, 8 Tex. L. Rev. 41, 61 (1929 年), Smith, Charges Against Candidates, 18 Mich. L. Rev. 1, 115 (1919 年), Chase, Criticism of Public Officers and Candidates for Office, 23 Am. L. Rev. 346, 367-371 (1889 年), Cooley, Constitutional Limitations (7th ed., Lane, 1903 年), 604, 616-628 頁。別意見としては、American Law Institute, Restatement of Torts, s 598, Comment a (1938 年) (試案 13 セクション 1041 (2) で取られた立場とは反対となっている (1936 年)), Veeder, Freedom of Public Discussion, 23 Harv. L. Rev. 413, 419 (1910 年)。

その記事の発刊において現実の害意があったことを示すのに、挙証責任は原告にある。」

個別質問への弁明において、陪審は、原告が現実の害意を証明しなかったと判断し、一般評決では被告勝訴と判断した。カンサス州最高裁判所への上訴審でのバーチ判事の意見において、次のように理由が述べられている（78 Kan., 724 頁, 98 P. 286 頁）。

「人々が自らの投票のために立候補者の性格や資質を議論すべきであるというのは、最善の帰結である。州およびそのような議論が行われる社会にとっての重要度は膨大なものであり、そこから得られる利点は、自らの行為が関わり合いをもたされた私人の不利益と釣り合いがとれる程度以上に重要なものである。そして個人の信望に時には損害を与えられてしまうことは、その損害がたとえ大きなものであったとしても、公共の福祉には譲らなければならないのである。出版から得られる公的な利益はとて大きく、私人の人格に損害を与えてしまう可能性は小さいので、そのような議論には、名誉毀損責任の免除が認められなければならないのである。」

この裁判所は、このように、事実審裁判所の説示は正しく法を述べているものとして支持し、以下の様に述べた。

「そのような場合には、この限度で制限される名誉毀損免責を認めることとなる。コミュニケーションによって中傷されたと主張するいずれの者も、現実の害意を示さなくてはならず、さもなくば救済されないままとなる。この名誉毀損の免責特権は、さまざまな種類の主題に及び、公的問題、公人、公務への立候補者の問題も含む。」78 Kan., 723, 98 P., 285.

公務への批判から免責されるという特権は⁽²¹⁾、公務員が一般市民によって名

(21) 事実を単純に間違えて述べてしまったことを免責する特権は、しばしば、司法手続、立法手続、行政手続、執行上の手続において認められる「絶対的」免責特権と区別す

誉毀損で訴えられるとき公務員に与えられる保護にまさに類似している。*Barr v. Matteo*, 360 U. S. 564, 575, 79 S. Ct. 1335, 1341, 3 L. Ed. 2d 1434 判決において、当裁判所は、連邦の公務員の発言が、自らの職務権限「外の範囲」でなされたならば、免責特権を持つと判示した。州は、州上級公務員の言明に、州下級公務員とは差別化し享受できる特権を限定しているものの、同様の免責を与えている⁽²²⁾。しかし、すべては現実の害意が証明されない限り、全ての公務員は保護されると皆が考えている。この公務員の免責特権の理由は、損害賠償請求訴訟の脅威は、これがなければ「恐れにひるまず活発で効率的な政府の政策運営が妨げられる」ことになるであろうし、「ひるまずに自らの義務を履行するにあたり、おおよそ最も決然とした若しくは最も無責任な者以外の熱意に水を差す」ことになるであろうと言われている。*Barr v. Matteo, supra*, 360 U. S., 571, 79 S. Ct., 1339, 3 L. Ed. 2d 1434. 同じような配慮は、市民に批判された政府の免責特権も擁護することとなる。管理運営するのが公務員の義務であるのと同様に、批判するのが市民の義務である。*Whitney v. California*, 274 U. S. 357, 375, 47 S. Ct. 641, 648, 71 L. Ed. 1095 (ブランドイス判事の賛成意見), 前掲 720, 721 頁。マディソンが言ったように(前掲 723 頁)、「検閲の力は、人民が政府に対するところにあるのであり、政府が人民に対するところにあるのではない。」公務員の行為を批判することが公務員自身に与えられるのと同等の免責を持たないのであれば、それは、公僕に、自らが奉仕する社会に向けて不当な特権を与えることとなろう。

当法廷は、そのような免責特権が、修正第 1 条および修正第 14 条により必要とされると判断する。

るために、「条件付」免責特権とされる。Prosser, *Torts* (2d ed. 1955 年) s 95 参照。

⁽²²⁾ 1 Harper and James, *Torts*, s 5. 23, 429-430 頁 (1956 年), Prosser, *Torts* (2d ed., 1955 年), 612-613 頁, American Law Institute, *Restatement of Torts* (1938 年), s 591 参照。

III.

当裁判所は、本日、合州国憲法は、公務による行為を批判されたことに対し公務員が起す名誉毀損訴訟において損害賠償を認容する州の権限を制限できると判断する。本件はまさにそのような訴訟であるが故に⁽²³⁾、現実の害意が立証されることを必要とする法理が適用される。アラバマ州法は、懲罰的賠償を認容するためには現実の害意を立証することを求めている一方で、通常損害が存在している場合⁽²⁴⁾、害意は「推定される」とする。そのような推定は、連邦

(23) 当法廷は、本件において、下級政府職員のどの程度の地位までこの法理の適用範囲が拡大される「公務員」とするかを判断する必要はなく、また、どのような人物が含まれるのかという分野を特定する必要もない。Barr v. Matteo, 360 U. S. 564, 573-575, 79 S. Ct. 1335, 1340-1341, 3 L. Ed. 2d 1434 参照。そして、当法廷は本件に於いて、「公務」の概念を限界付ける必要もないのである。選挙によって選ばれた市委員としての被上訴人の地位が、この者を公務員としているのであって、当該広告で述べられたことが、警察署を司る委員としての公務の内容となっていることで、本件には十分である。キング博士を脅迫し博士の家を爆破したと主張している言明については、被上訴人自身が脅迫と爆破を実行したことで起訴されていたはずであるので、被上訴人の公務が関わってたと考えられなかったことは、重要ではない。被上訴人は、以下の行為に対して、その言明が上訴人を非難していると被上訴人の主張するところは、爆破と脅迫をおこなった「彼ら」と警察を同一視しているという論理に基づき、警察を監督している市委員としての公的立場にいることだけを被上訴人と結びつけているというものであった。このように、これらの言明が被上訴人に少しでも言及していると読めるのであれば、その言明は、被上訴人の公的義務の実行を描写していると読まなければならない。

(24) Johnson Publishing Co. v. Davis, 271 Ala. 474, 487, 124 So. 2d 441, 450 (1960年)。このように、事実審判事はこの事件において、陪審員に「単なる過失とか不注意は、現実の害意とか実際の悪意の証拠とはならず、また名誉毀損訴訟における懲罰的損害賠償を正当化しない。」と説示しながらも、この裁判所は、タイムズ社が求めた説示を行うことを拒絶した。「その名が示すように、懲罰的損害賠償は、被告ら、つまり会社であるニューヨーク・タイムズ社そして本件における他の被告を、罰する仕組みになっていることを、私は説明しておきます。さらに、そのような懲罰的賠償は、あなたがた陪審員が、被告は個人的な嫌悪感から動機づけられたのだと証拠の優越法理により公正に確信できた場合、つまり原告に危害を加えるという現実的な意図により、も

法のルールと矛盾している。「推定を生み出す権限は、憲法上の制約から逃れる手段ではない」Bailey v. Alabama, 219 U. S. 219, 239, 31 S. Ct. 145, 151, 55 L. Ed. 191. 「免責特権を失効させるために必要となる害意を立証することは、推定されるのではなく、原告による立証の問題なのである。」Lawrence v. Fox, 357 Mich. 134, 146, 97 N. W. 2d 719, 725 (1959)⁽²⁵⁾. 事実審裁判所判事が、通常損害と懲罰的損害を区別するように陪審に説示しなかったのであるから、評決は全体として、いずれかの賠償額であったのかも知れない。しかし、出てきた一般評決を考慮しても、知ることは不可能である。この不明確さ故に、判決は破棄され差し戻されなければならない。Stromberg v. California, 283 U. S. 359, 367-368, 51 S. Ct. 532, 535, 75 L. Ed. 1117, Williams v. North Carolina, 317 U. S. 287, 291-292, 63 S. Ct. 207, 209-210, 87 L. Ed. 279, Yates v. United States, 354 U. S. 298, 311-312, 77 S. Ct. 1064, 1073, 1 L. Ed. 2d 1356, Cramer v. United States, 325 U. S. 1, 36, n. 45, 65 S. Ct. 918, 935, 940, 89 L. Ed. 1441 参照。

被上訴人は新たに審理を求めることが可能であるから、当法廷は、効率的な司法運営を配慮して、被上訴人勝訴の判決を憲法に照らして支持できるかどうか、現在の記録にある証拠を審査することが必要である。当法廷の義務は、憲法上の原理を精緻化することに限定されていない。当法廷は、先例においても、これらの原理が憲法に合致するように適用されていることを明らかにするために、証拠を審査しなければならない。特に問題となっているのが、「全く制約のない言論と正当に規制されている言論の間の境界線」を越えていることであ

しくは原告の権利を悪意により無視し問題となっている事柄を公表してしまったことにおいて、通常の過失とか不注意ではなく、重過失と無謀さが被告にあった場合のみに認められるものであることを説明しておきます。」事実審裁判所が通常損害の賠償を認容するのに現実の害意を要求しなかったという誤りは、懲罰的賠償を与える場合の現実の害意についての説示に関する連邦基準に照らして、十分に行われたか当法廷が考慮することは必要ではない。

⁽²⁵⁾ 同意意見, Coleman v. MacLennan, *supra*, 78 Kan., at 741, 98 P., at 292, Gough v. Tribune-Journal Co., 75 Idaho 502, 510, 275 P. 2d 663, 668 (1954年)。

るから、本件はまさにそのような事件なのである。Speiser v. Randall, 357 U. S. 513, 525 頁, 78 S. Ct. 1332, 1342 頁, 2 L. Ed. 2d 1460。その境界線が引かれなければならない場合のルールは、次のようになる。当法廷が「修正第 14 条の適正手続条項が取る原理のように、修正第 1 条の原理が守るべき性質をもっているかどうかを判断できる環境において、問題となっている言明および言明がなされた状況を審理する。」こととなる。Pennekamp v. Florida, 328 U. S. 331, 335, 66 S. Ct. 1029, 1031, 90 L. Ed. 1295。また、One, Inc., v. Olesen, 355 U. S. 371, 78 S. Ct. 364, 2 L. Ed. 2d 352, Sunshine Book Co. v. Summerfield, 355 U. S. 372, 78 S. Ct. 365, 2 L. Ed. 2d 352 参照。当法廷は、判決が表現の自由の領域に於いて禁じている妨害となっていないことを自身で確認するために、「記録全体を個別に審査」しなければならない⁽²⁶⁾。Edwards v. South Carolina, 372 U. S. 229, 235, 83 S. Ct. 680, 683, 9 L. Ed. 2d 697。

この判断基準を適用するにあたり、当法廷は、現実の害意を示すのに示されたその証拠では、憲法上の基準が求める明白性を満たしていない、よって適切な法のルールの下では憲法上その判決を支持することはできないと判断する。上訴人らのそれぞれの事件では、ほとんど議論を要しない。たとえば、上訴人達がその広告に名前を使うことが憲法上認められていたことを知り得たと仮定し

⁽²⁶⁾ 被上訴人が主張しているように、修正第 7 条は当法廷がそのような審理を行うことを排除していない。その修正条項は、「陪審により審理された事実は、コモン・ローの規則によるほか、合州国のいずれの裁判所においても再審されることはない。」と規定しているが、当裁判所に来た州の事件にも適用可能である。Chicago, B. & Q. R. Co. v. Chicago, 166 U. S. 226, 242-243, 17 S. Ct. 581, 587, 41 L. Ed. 979; The Justices v. Murray, 9 Wall. 274, 19 L. Ed. 658 参照。事実を再審理することを禁じていることは、当法廷が連邦法で適用されるルールがその事実に適切に適用されてきているかを判断することを妨げるものではない。「連邦法問題へと進めるに、連邦法上の権利に関して法の結論および事実判断が、事実を分析することが必要となるほど混同されてしまっている場合には、当法廷は州裁判が認定した事実を再審理する。」Fiske v. Kansas, 274 U. S. 380, 385-386, 47 S. Ct. 655, 656-657, 71 L. Ed. 1108。また、Haynes v. Washington, 373 U. S. 503, 515-516, 83 S. Ct. 1336, 1344, 10 L. Ed. 2d 513 参照。

でも、上訴人達が間違った言明に気づいていた、もしくはその点に関して無頓着であったことについての証拠は、何も無かったのである。よって、上訴人敗訴の判決は、憲法上支持を得られないのである。

タイムズ社について、当法廷は同様に、事実は、現実の害意を認容できるものではないと帰結する。主張が抑制されたということは別として、タイムズ社の秘書による文書では、広告は「実質的に正し」かったとその秘書は考えていたとしており、それが「広告の誤りを無視し、陪審がタイムズ社の不誠実さ及び広告から伺える悪意という印象を受けずに誤った広告内容を無視させた傲慢さでもある」とのアラバマ州最高裁判所の結論に憲法上の支持を与えられるものではない。たとえ広告が「実質的に正しくなかった」としても、—— 実際、被上訴人自身の証明もそのことを示そうとしていたが ——、その意見は少なくとも合理的なものであり、そして、そう判断するのに証人の誠実さを疑問視する証拠はなかったのである。タイムズ社が後にバターソン州知事の要求を受け入れてはいるが、被上訴人の要求を退けたことにおける誤りは、同様に憲法上問題となる悪意の十分な証拠ではない。退けたことがその様な証拠になるか否かにかかわらず、それが証拠とならない理由が2つある。第1に、タイムズ社によって書かれた手紙は、広告が被上訴人について述べられていると合理的に判断されてしまうかについて、部分的ではあるにせよ合理的な疑いを反映していた。第2に、それはこの点、つまり被上訴人が無視することを選択するように求める要望という点について説明を求めたのであるから、それは最終的な拒絶ではなかった。州知事の要求を退けなかったことも、必要な立証をしていることにはならない。退けたこと自身では悪意を立証する証拠とはならないが退けなかったことは、もう一人の当事者に結果的に退けたことの原因となり得るといっても疑念を抱く。しかし、本件で起きなかったこと全てに於いて、タイムズ社の秘書によってなされた被上訴人と州知事の間に関わった区分についての説明は、合理的な説明であり、疑う可くもない誠実なものであった。

最後に、タイムズ社が広告の正確性をタイムズ社自身のファイルにあるニュース記事と照合することなく、広告を掲載したという証拠がある。現実の害意が成立するのに必要な心理的状态が、その広告を発刊することに責任を持つタイ

ムズ社の組織中にいる人物になければならないのであるから、当然のこととして、単にファイルの中に記事が存在しているということだけで、タイムズ社がその広告が誤っていると「知っていた」との立証になるわけではない。これらの人々がチェックしなかったことについて、訴訟記録には、この者達が、この広告のスポンサーとして名前が列記された人達の良い評判を知っていたこと、および責任感のある人物として彼らには知られている A. フィリップ・ランドルフ氏からの名前の列記が認められる手紙を信頼したことが示されている。その広告を取り扱っている人達は、「個人の人格攻撃」が含まれる広告を掲載しないというタイムズ社の方針に基づいても受け入れられないものであるとは、誰も考えなかったとという証言があった。この理由に基づいて、その広告掲載を拒絶しなかったことは、不合理ではなかった⁽³⁷⁾。当法廷は、タイムズ社にとって不利な証拠が、誤った言明を発見できなかったという過失認定を支持しているが、その証拠が、現実の害意が認定される程度の無謀さを立証するには憲法上不十分であると考えている。Charles Parker Co. v. Silver City Crystal Co., 142 Conn. 605, 618, 116 A. 2d 440, 446 (1955 年), Phoenix Newspapers, Inc. v. Choisser, 82 Ariz. 271, 277-278, 312 P. 2d 150, 154-155 (1957 年) 参照。

当法廷は、もう一つの観点からも、証拠が憲法上問題であると考えている。主張されている名誉毀損的な言明が被上訴人「について且つ関する」ものであったと陪審が事実認定したことを是認することはできなかった。被上訴人は、その広告および広告と被上訴人との関連性をはっきりさせた 6 人の証人の言葉を、根拠としている。よって、被上訴人の当法廷への書面においては、次のように述べている。

37 タイムズ社は、自社の小冊子の中で「広告受け入れ基準」を説明している。新聞が受け付けない広告とは、「詐欺的であると人を欺すようなもの」、「言い回しが曖昧で誤解を招きかねないもの」、「個人の人格攻撃」を含むもの、と広告の分類において列記されている。裁判前の被上訴人からの質問に対する回答で、タイムズ社の秘書は、「その広告が個人に向けた人格攻撃ではなく、一方で広告受け入れ基準に合致しているので」発刊することが認められた、と述べた。

「市警本部長としての被上訴人への言明は、広告から明かである。陪審は、不動産業者と保険業者、男性衣料品店の販売マネージャー、食品器材業者、ガソリンスタンド経営者、被上訴人がかつて働いていたトラック運送業経営者、の証言に耳を傾けた。これらの証人はそれぞれ、その言明から被上訴人を連想すると述べた。」(引用された記録省略)。

広告の中では、名前でも職名でも、被上訴人への言及はなされていなかった。名誉毀損であると主張されている言明の多くは、つまり、食堂に錠がかけられたこと、キング博士の自宅が爆破され、博士自身が脅迫され、偽証で起訴されたことは、警察に関係の無いことであった。「彼ら」という言葉に含まれたこの議論の巧妙さにもかかわらず、これらの言明は被上訴人が、問題となっている行為にかかわった人物であると、合理的に読むことはできないことは、明白である。被上訴人が自らに言及するものだと拠る所にしているこの言明は、警察もしくは警察機能に関係のない二つの主張をしている。つまり、州議事堂の階段でのデモ後「トラックに乗った警察官がアラバマ州立大キャンパスを取り囲んだ」ということ、キング博士が「7回逮捕された」ということである。警察がキャンパスの「近くで展開配備」したけれども実際には「取り囲んで」いなかった、警察は州議事堂でのデモとの関連で立ち去らなかった、キング博士は4回だけ逮捕された、という点においては、こうした言明は確かに誤りである。真実であることと主張されたこととの間のこれらの齟齬が、被上訴人の信望を傷つけるのに十分であったという判断それ自身が、憲法上問題ではあるが、当法廷はそれをここでは審理しない。その言明が警察について言及しているようにとらえ得るけれども、個人としての被上訴人に間接的に言及しているものではなかった。したがって、主張を裏付けるのであれば、被上訴人側証人の証言に求めなければならない。しかし、その証拠のいずれもが、被上訴人が警察署のあらゆる責任を負っており、よって警察の行為に対する公的責任を負っているという単なる事実以外に、被上訴人自身がその広告で攻撃されたという確信を裏付ける根拠を示してはいない。証言者の何人かが、被上訴人がその行為を命じた若しくは承認したさもなくば個人的に関与していたことで告発されて

いたと考えた限りでは、証言者は、その広告における言明や被上訴人が実際にかかわったとする証拠に基づいているのではなく、被上訴人の職業的立場からそうに違いないという論拠のない推論にのみ基づいていたのである⁽²⁸⁾。被上訴人

28) 被上訴人自身の証言は、「公安委員会委員として、警察組織を監督することは私の職務の一部であり、私はその言明が警察の行動を描写しているところでは、確かにその言明が私と関連づけているように感じた。」というものであった。被上訴人は、「警察署長および公安委員であることにより」被上訴人は「警察署側のあらゆる活動に責任を負っていた。」警察の活動が記事にされたとき、確かに、その記事は個人としての私を非難していると感じる。」とするものであった。被上訴人は「その記事が私だけでなく他の公安委員や地域住民を非難しているというのが私の感覚である。」と付言している。

グローブ C. ホールは、自分にとって広告の第 3 段落が「市政府、つまり委員会」というように想起させ、「今、それを尋ねられれば、彼の監督責任は警察隊のみにあるのであるから、私は、ごく自然に警察署長について少しは想起するでしょう。」結びつけさせたのは「飢餓についての一節」である。「他の人は、何らかの力で私を殴らなかった。」

アーノルド D. ブラックウェルは、第 3 段落を「警察署長と警察隊、警察隊の人達」と心中で結びつけていたと証言した。もし彼が学生食堂を封鎖したことの言明を信じていたならば、彼は「我々の警察隊員とか警察隊の上層部の人達は管轄外の行為を行っているのではないか、その立場に相応しくないのではないか」と考えたであろう。「公安委員は警察隊にそうしろと命令し、従って彼の責任である。」

ハリー W. カミンスキーは、「彼は警察署長なので」、「トラックに乗った警官達」についての言明を被上訴人と結びつけた。第 6 段落における逮捕への言及は、警察署とか、スピード違反やぶらついている者を逮捕する当局のことを意味していると彼は考えた。「警察が、誰かをめった打ちにしたとか、モンゴメリー市の路上で誰かに暴行を加えた」という新聞記事と被上訴人を結びつけるかと尋ねられたら、彼は次のように答えた。「彼は警察署長であり、この者達は彼の直属で働いており、従って、彼はそれに何らかの関係があるだろうと、私は考えた、今でも思う。」通常、「私は、警察署に行ったときはサリバン氏に会います」と言った。

H. M. プライス卿は、第 3 段落の一番目の文が、「私は自動的にモンゴメリー市警察署長は、個人としてこの種の事柄を承認しなければならないと考えたであろう」から、被上訴人と結びついてしまうと証言している。

ウィリアム M. パーカー, Jr. は、「モンゴメリー市委員」と二つの段落における言明

の職業的立場という単なる事実²⁹⁾に依拠していたことは、アラバマ州最高裁判所によって明らかにされた。その裁判所は、名誉毀損問題は（原告）自身についておよび関することでは無かったという考えで、事実審裁判所は「(タイムズ社からの)異議を却下したことにおいて誤りはなかった」と判示して、その判断を以下の前提に置いている。

「当法廷は、平均的な人ならば、警察官や消防士等といった市の職員が、市を治めている組織の管理下や命令下にあることは、知っており、より特殊な場合には、一人の市委員の指揮管理下に置かれていることは常識と考える。そのような集団の活動実績と怠慢を量るには、賞賛と批判が通常、組織を完全に管理している公務員に向けられるものである。」273 Ala., 674-675, 144 So. 2d, 39.

この見解には、政府の行為批判への好ましくない含意がある。正当な理由をもって、「この国の如何なる裁判所も、政府への名誉毀損に対して訴追することが、アメリカの法制度のどこかで起きると、判示したり示唆したことはない。」City of Chicago v. Tribune Co., 307 Ill. 595, 601, 139 N. E. 86, 88, 28 A. L. R. 1368 (1923年)。ここでの見解は、政府への批判、たとえその批判が表面上は

を結びつけ、被上訴人が「警察署長であった」ことから、被上訴人のことを真っ先に考えたであろう、と証言している。彼は、尋問する弁護士に次のように言っている。「もしあなた(被上訴人)が警察署長ならば、それがあなた(被上訴人)のことを言っているのだと私は、考えたでしょう。」

被上訴人の元雇い主であるホーレス W. ホワイトは、「トラックに乗った警官達」についての言明は、被上訴人が「警察署の長としての被上訴人を思い浮かべせる」と証言している。その言明がキャンパスを取り囲みショットガンや催涙ガスを所持していたことを非難していると読めるかと尋ねられれば、次のように答えた。「えーと、彼の部署はその責任を負わされていたと思います、はい。私が理解しているように、彼は警察署の長ですから。」彼はさらに、もしその広告を信じていたならば被上訴人を再雇用しようとしなかった理由は、「その新聞が彼がやらせたとしている事を、警察が行うのを彼が認めたという事実」である、と言った。

²⁹⁾ Ponder v. Cobb, 257 N. C. 281, 126 S. E. 2d 67 (1962年) と対比せよ。

個人的なものではないとしても、その批判を個人的な批判へ、つまり政府を構成する公務員への潜在的な名誉毀損へと、変質させることにより、この障害を回避させてしまうであろう。さもなくば、被上訴人自身が広告について言っているように、「私自身だけでなく他の委員や地域住民について非難する」出版を否定するような請求権を州が作り出すという錬金術は存在してはならない。政府を誠実に批判する者が、批判したことで処罰されるという可能性がこのままでは高まってしまうのであるから、アラバマ州裁判所が論拠とする見解は、表現の自由という憲法上保護される領域のまさに真ん中を目がけて打ち砕くものである³⁰⁰。当法廷は、政府の事業活動に個人を特定しない形で非難することが、これらの事業活動に責任を持つ公務員への名誉毀損であるというような見解が、憲法上機能し得るとは考えない。なぜならば、それは本件に特有のものであり、その言明と被上訴人を結びつける他の証拠は無いのであるから、その言明が被上訴人について言及していると事実認定することを支持するには憲法上証拠が不十分である。

アラバマ州最高裁判所の判決は破棄され、この判決は本判決の法廷意見に合致した更なる審理を行うよう当該裁判所に差し戻す。

破棄差し戻し。

300 その提案が、警察の行為についての言明にのみが、警察署を管理運営する被上訴人の権限を暗に批判することによって、名誉毀損となった限りにおいても、公正な論評の法理により本件においても救済は認められない。American Law Institute, Restatement of Torts (1938年)、セクション 607 参照。修正第 14 条は、事実の善意による誤表明に対する条件付免責を認めることを求めているのであるから、公平な論評の法理という抗弁は、真実である場合も同様に事実の言明に対する免責特権に基づき正直に意見を述べるのが可能となるように認められなければならない、ということになる。本件ではなされていないが、公務員が現実の害意を立証できたならば、当然のこととして両抗弁は退けられる。

ブラック判事の賛成意見

—— これにダグラス判事が同意 ——

私は、ニューヨークタイムズ社と4個人の被告に対して、50万ドルを支払わせる判決を破棄することに賛成する。破棄するにあたり、法廷意見は「憲法は、公務員の行為批判に対して公務員自身が起こす名誉毀損訴訟において損害賠償を州が認める権限を、憲法が限界付けている」と判示している。前掲727頁。私は、修正第1条と修正第14条は、ただ単に「公務員の公務批判に対してその公務員」へ損害賠償を認める州の権限を「限界付けている」のみではなく、そのような権限を州が行うことを完全に禁じているという考えに基づいて、原審破棄に賛成票を投じたのである。法廷意見は、「現実の害意」が立証できたならば、州はその様な批判に損害賠償を負わせる事ができると、続けて判示している。法廷意見により定義づけられた「害意」でも、捉えどころがなく、抽象的な概念であり、立証も反証も困難なものである。害意が立証されるという要件は、せいぜいのところ公的問題を批判的に議論する権利に束の間の保護を与えるだけであり、修正第1条に込められた剛毅な防御手段とはおよそなり得ないのである。したがって、法廷意見とは異なり、私は、タイムズ社と被告個人はタイムズ社の広告中にモンゴメリー市庁と市公務員の批判を掲載するという絶対的で無条件の憲法上の権利を持っているという理由のみから、判決破棄に賛成を投ずる。私は、これら被告個人が広告に署名したとか、被告らの警察署への批判が、その当時モンゴメリー市警察の監督を行っていた市公安委員である原告サリバンに向けられたものであったこととかを立証できなかったことに基づいて、判決破棄に賛成を投じたのではない。ここでの目的としては、これらは立証されたと、私はみなしている。

50万ドルという賠償金額が実際に損害の大きさであったとしてもこの高額が、破棄に賛成する理由でもない。仮にアラバマ州には公務員が自らの職務を遂行した手法や遂行しなかったことを批判したことで出版社に損害賠償を課する民事の名誉毀損法を用いるという憲法上の権限があるとしても、私は、明示

的にも暗示的にも合州国憲法には、損害賠償額を定額化することを禁ずる規定は存在しないことを知っている。しかし、50万ドルの評決は、アメリカの出版業者が公的な問題に関して不人気な見解を公表するほど雄々しく、そして公務員の行為を批判するほど大胆な存在であることを州の名譽毀損法が脅かしていることの分かりやすい証左となっている。本件の事実的背景は、その脅威の危急さと莫大さを強調している。公立学校や公の施設において州が行っている人種差別慣行は修正第14条により禁じられていると当裁判所が幾度か判示しているにも拘わらず、州が命ずる形の人種差別を、公務員をも含めた大勢の人々が助力していることからこの国における深刻でかつ極度に感情的な問題の一つは、生じている。モンゴメリー市は、人種差別廃止に対する敵意が広範囲で明らかな地域の1つである。この敵意は、時には敵意自体を人種差別廃止を支持する人、特にいわゆる「よそ者の煽動者」に広げられてきてきた。この言葉は、ニューヨーク市で公開されているタイムズ社のような新聞に当てはまるように作られたものである。サリバン委員がいかなる現実的損害を被ったかを証明する証拠が殆ど無いことは、少なくともこの敵意感情が、損害の評価として50万ドルの評決を出させたことと関連していることを示唆している。現実的に見れば、この訴訟記録は、損害を受けたというよりも、サリバン委員の政治的、社会的、財政的な名声が、タイムズ社の記事掲載により高まっているのではないかという推論に支持を与えるであろう。さらに、同広告に基づきタイムズ社に対して認められた25万ドルの名譽毀損評決は、すでに他の一人の市委員に与えられている。そこで、陪審は再び、請求された全額を与えることとした。公務員を非難するかも知れないタイムズ社や他の新聞社や放送事業者に対するそのような高額な損害賠償評決が脅威ではないと信ずることはできない。事実、当法廷に出された書面は、アラバマ州では、地方公務員および州公務員がタイムズ社に5,600,000ドルを求める名譽毀損訴訟が11件係属中であり、コロンビア放送局に1,700,000ドルを求める同様の訴訟が5件継続していることを示している。さらに、自由であるべき出版を脅し罰するためのこのテクニックは、——それが可能であることが示された今——、人種問題的な含みのある事件にのみに限定されていないのである。一般人の感情が、地方紙や州外の新聞社

を、名誉毀損評決を求める者たちにとって格好の餌食とになってしまうような他分野でも、使うことが可能となっているのである。

私の考えでは、自由な出版を破滅させる状態に晒したままにすることのない可能な方法でのみ、つまり、公務員が自らの公務を行うやり方を批判することに対して絶対的な免責を保障することにより、合州国憲法はこの恐ろしい危険に対処してきたのである。Barr v. Matteo, 360 U. S. 564, 79 S. Ct. 1335, 3 L. Ed. 2d 1434 と対比せよ。これらの裁判所が採る間に合わせの処置では、私の判断では、十分でない。「害意」、「真実」、「善意の動機」、「正当な目的」など出版者を理論的には保護するであろう何らかの法理について裁判所が陪審に説示したとしても、この訴訟記録は、確かに何らかの異なる評決が出されていたであろうことを示してはいない。そして、訴訟記録は、これら法律用語のいずれもが、50万ドルの評決を原裁判所が取り消したり減額したりするものではない。私は、修正第14条が修正第1条を州に適用可能としているとする法廷意見に同意する⁽¹⁾。このことは、私にすれば、修正第14条を採択して以来、州は連邦政府と同様に公的問題を単に議論すること及び公務員を批判することに対して損害賠償を課すために名誉毀損法やその他如何なる法も用いることはできないということを意味している。

そのようにする合州国の権限は、私の見解においては、まさに無に等しい。それは、修正第1条が採択されたとき、そしてそれ以降、一般的な見解と考えられてきたものである⁽²⁾。連邦議会は、民事の名誉毀損法を可決することにより、この見解に疑問を呈してこなかった。連邦議会は、1798年に反政府活動取締法を可決⁽³⁾、連邦政府公務員とか連邦政府を批判することは、——「反

(1) Speiser v. Randall, 357 U. S. 513, 530, 78 S. Ct. 1332, 1344, 2 L. Ed. 2d 1460 (同意意見) 中で集約されている判例を参照。

(2) 例えば、1 Tucker, Blackstone's Commentaries (1803年), 297-299頁(編集者付録) 参照。St. George Tucker氏は、バージニア州の優秀な法律家で、1786年のアナポリス会議に参加し、州裁判所と連邦裁判所の両方で審理を行い、司法および憲法問題の著作で広く知られている。

(3) 1798年7月14日の法, 1 Stat. 596。

政府的な名誉毀損」—— という罪としたのである。しかしながら、法廷意見が正しく指摘しているように (722-723 頁)、その法律は、不名誉な終わり方をし、全く正当化できない法律であり、とても残念な修正第 1 条違反であると異論無く扱われてきたのである。今や修正第 1 条が現在修正第 14 条により州にも適用可能とされているのであるから、連邦政府に認められていないのと同様に、州に名誉毀損に対する損害賠償を認めることはできないのである。

修正第 1 条は、少なくとも、人々および出版者が公務員を自由に批判し、そして何ら処罰されることなく公的問題を自由に議論できるようにしていると判示することにより、修正第 1 条を当法廷はより正確に解釈しているのだと、私は考えている。この我々の国家が、国家の重要な公務員の多数を公選しているのであり、州、地方自治体、郡、多くの行政区でも同様である。

これら公務員は、自らの責務を果たす手法について、人々に対して責任を負っている。当裁判所は、*Roth v. United States*, 354 U. S. 476, 77 S. Ct. 1304, 1 L. Ed. 2d 1498 判決における「わいせつ」、*Chaplinsky v. New Hampshire*, 315 U. S. 568, 62 S. Ct. 766, 86 L. Ed. 1061 判決における「喧嘩の売り言葉」というようないくつかの表現や書籍は、修正第 1 条の保護範囲内にある表現方法ではないと判示してきた一方で⁽⁴⁾、公的問題や公務員について議論する自由は、今日当裁判所が判断するように、修正第 1 条が言論の自由という領域内に疑うべくもなく置かれるとする種の言論であるとする。公的問題を議論する権利を行使するのを処罰したり、名誉毀損判決によって裁判を通してそれを罰することは、最も重要とされる類の議論を萎縮させたり止めさせることである。私が思うには、この国は、公的問題と公務員についての公的な議論に対する名誉毀損訴訟なしでも、平和裏に生きることができるのである。しかし、私は、国民が自らの政府、政府の行為、その公務員を批判したことで、肉体的にも金銭的に苦しむことを余儀なくされるような自由の下で、国が生きながらえることは

(4) *Smith v. California*, 361 U. S. 147, 155, 80 S. Ct. 215, 219, 4 L. Ed. 2d 205 (同意意見), *Roth v. United States*, 354 U. S. 476, 508, 77 S. Ct. 1304, 1321, 1 L. Ed. 2d 1498 (反対意見), 参照。

疑わしいと考える。「公選された者が、如何なる手段でもって有権者に対する自らの責務から解放される瞬間を作り出すとき、民主主義は終わる。そして、このことは、公的施策もしくはそれに助言を与えたり実行する立場の人々の行為について、有権者が自らの意見を話したり、書いたり、公表することが、いかなる方法でも制止され得る時に起きるのである」⁽⁵⁾。公的問題について人が思うことを述べる無条件の権利は、修正第1条の最低限の保障であると私が考えるものである⁽⁶⁾。

私は、法廷意見が、我々の出版の自由を破壊から守るのには十分な判決には至らずに留まっていることを残念に思う。

(5) 1 Tucker, Blackstone's Commentaries (1803年), 297 (編集者付録); Brant, Seditious Libel: Myth and Reality, 39 N. Y. U. L. Rev. 1. 参照。

(6) Meiklejohn, Free Speech and Its Relation to Self-Government (1948年) 参照。

ゴールドバーグ判事の賛成意見

—— これにダグラス判事が同意（結論における賛成意見） ——

本日、法廷意見は、「公務員が自らの行為に関する名誉毀損的な虚偽表現が『現実の害意』でもって——つまり、それが誤りであるか否かについて無頓着に無視していたとかそれが誤りであることを知りながら——、なされたことを立証できない限り、公務員にその名誉毀損的な虚偽に対する損害賠償を禁ずる」という憲法上の判断基準を宣言している。前掲 726 頁。法廷意見は、斯くして、合州国憲法が市民と新聞社に、政府公務員の公務に関わる事実についての悪意なき誤表現を免責する「条件付免責特権」を与えることを決定したのである。しかし、当法廷によって整理分類された意義深い歴史⁽¹⁾と先例の多くは、合州国憲法は、公的な批判をなす権利を行使するに際し市民および出版者に対し法廷意見が示した基準よりも、より大きな保護を可能にしているのだ、という私の信念を確たるものにさせてくれる。

私の考えでは、合州国憲法修正第 1 条と修正第 14 条は、市民および出版者に対して、過剰と濫用から生ずるであろう損害にも拘わらず、公務員の行為を批判するという絶対的で無条件の免責特権を与えているのである。

公務員と公的問題に関して「自らの心中を語る」というアメリカ人が勝ち取った権利（*Bridges v. California*, 314 U. S. 252, 270, 62 S. Ct. 190, 197, 86 L. Ed. 192 参照）は、「ほっとできる場」を必要としているのである。N. A. A. C. P.

(1) 私は、1798 年の反政府活動取締法（1 Stat. 596）の有効性に対する批判が、「裁判所の歴史における勝利をもたらし」前掲 723 頁、その法が今日違憲であると宣言される法廷意見に、全面的に同意する。しかしながら、反政府活動取締法が「誤りであり、中傷的で、悪意ある」（強調附加）著作を除外していることは指摘しておくべきであろう。反政府活動取締法に基づく害意に対する訴追については、例えば、*Trial of Matthew Lyon* (1798 年)、Wharton, *State Trials of the United States* (1849 年) 333 頁、*Trial of Thomas Cooper* (1800 年) 同書 659 頁、*Trial of Anthony Haswell* (1800 年) 同書 684 頁、*Trial of James Thompson Callender* (1800 年) 同書 688 頁、を参照。

v. Button, 371 U. S. 415, 433, 83 S. Ct. 328, 338, 9 L. Ed. 2d 405. その権利は、市民や出版者の動機²⁾を陪審が精査することで保障されるべきではない。政府を支配する立場の者は、発言されたり書かれたものを、分別が無く、不公正であり、誤りであり、悪意に満ちていると考えがちなのであるから、市民一人一人が自らの心中を語ることができ、すべての新聞が公的問題等に己の見解を表明でき、発言することや公表することを妨げられないとするのが、我々の憲法理論である。民主主義的な社会では、行政、立法、司法という立場で市民のために行動しようとする者は、自らの公的活動が評価され批判されるであろうことを予期しておかなければならない。私の考えでは、名誉毀損というレッテルの下で公務員の求めにより裁判所が、そのような批判を抑圧したり阻止してはならないのである。

「政府に対する名誉毀損の訴追は、アメリカの司法制度上では起きてこなかった」ということが、認められてきたのである。City of Chicago v. Tribune Co., 307 Ill. 595, 601, 139 N. E. 86, 88, 28 A. L. R. 1368. 私は、これに全く同意する。しかしながら、政府は抽象的存在ではない。政府は、統治される者たちに責任を持つ統治者という個人から成り立っている。人が選挙によって権力の座から降ろされることのない民主的な社会では、政府の行動を批判する如何なる言明も、必然的に統治者に「ついて且つ関する」ものであり、統治者の公的行為についての批判的な言明は、必然的に政府に「ついて且つ関する」ものである。政府に対する名誉毀損が我々の憲法上起き得ないという法理が本当の

(2) 現実の害意とか無頓着な無視を立証するという要件は、陪審の心中では、誤表明を立証するという要件と殆ど変わらないものであり、当裁判所が十分な権利保障とは考えない要件なのである。United States v. Ballard, 322 U. S. 78, 92-93, 64 S. Ct. 882, 889, 88 L. Ed. 1148 判決においてジャクソン判事が示した考えがここで、重要である。「現実問題もしくは哲学上の問題として、信じているものについての問題を、信じられ得る考慮と如何に区別するかを私は知らない。人がその者の言明を信じているという最も確信的な証明は、自らの経験においてその言明が本当であることを示すことである。同様に、人がわざと偽っていることは、その者が起きたと叫んだことが起きなかったということを示すことが最も良く証明されるのである。」前掲註4参照。

意味を持つのであれば、統治者の公的行為に対する名誉毀損は、我々の憲法上起き得ないことである。

当法廷は、我々が白紙の状態で書いていることを認識しなければならない⁽³⁾。法廷意見が註記しているように、「合州国憲法は名誉毀損的な出版物を保護しないという結果について当裁判所が述べてきたことがあったとしても、如何なる理由も、公務員の公的行為を批判する言明に処罰を科すという名誉毀損法の使用を支持する判例はない」のである。前出 719 頁。したがって、当法廷は、修正第 1 条および修正第 14 条に具現化された自由を十分に守るためには、特に注意すべきなのである。たしかに、周到に且つ悪意をもってなされた虚偽の陳述は、言論の自由として許容できる価値を持たないと主張されるかもしれない。しかし、その議論は、本件に出されている問題の本質に答えているとは言えない。つまり、誰もが憲法上保護されているとする言論の自由が、発言者の心の状態を陪審が評価したことに基づき賠償責任を課するという法理により事実上守られているのか、に答えていないのである。市民個人が発し、陪審が誤りで悪意に満ちた動機に基づいていると判断した強烈な言葉に対し、その市民が損害賠償責任を負わされるとしたならば、公的な議論や意見主張が抑圧されることはほぼ疑いがない。そして、新聞が、公的問題を扱う新聞広告を刊行し、それによって損害賠償責任という危険を冒すならば、少数派のグループが、公的問題に関する自らの意見表明の場を確保し、自らの目的への支援を求める能

(3) 修正第 1 条により保障される言論の自由が、修正第 14 条により州へも適用可能であると判示されることは、1925 年に判決された *Gitlow v. New York*, 268 U. S. 652, 45 S. Ct. 625, 69 L. Ed. 1138 事件までなかった。他の判事はこれに続いたのである。Whitney v. California, 274 U. S. 357, 47 S. Ct. 641, 71 L. Ed. 1095; Fiske v. Kansas, 274 U. S. 380, 47 S. Ct. 655, 71 L. Ed. 1108 参照。1931 年にヒューズ最高裁判所長官が、*Stromberg v. California*, 283 U. S. 359, 368, 51 S. Ct. 532, 535, 75 L. Ed. 1117 判決において以下の様に宣明している。「修正第 1 条の適正手続条項の下における自由の概念は、言論の自由を含むものである」と判断されてきた。よって当法廷は、ここ 40 年程前より明言されてきた憲法上の原理を扱うのであり、この原理が州の公務員によって起こされた名誉毀損訴訟における問題にも適用されると初めて判断する。

力が、著しく損なわれることにほとんど疑いはない。Farmers Educational & Coop. Union v. WDAY, Inc., 360 U. S. 525, 530, 79 S. Ct. 1302, 1305, 3 L. Ed. 2d 1407 参照。法廷意見は、アラバマ州名誉毀損法が、人種問題の領域における修正第1条へ萎縮効果をもたらすことを、確然と例証している。アメリカの植民地住民も、もちろん我々も、「その統治下で市民を傷つけ抑圧し、泣き喚きさせ不満を持たせる者達」が、「将にその不満を新しい抑圧と訴追の根拠」とさせてしまう公的権限を与えてしまうというリスクを敢えて取ろうとはしないであろう。The Trial of John Peter Zenger, 17 Howell's St. Tr. 675, 721-722 頁（1735年）（弁護団から陪審への意見）。公務員の行為に対して、時には誤っていたり敵意に満ちていたりもする批判的な論評に対して損害賠償責任を課すことは、「統治される者は自らを統治する者を批判してはならないという時代遅れの原理」を実質的に復活させるものである。Sweeney v. Patterson, 76 U. S. App. D. C. 23, 24, 128 F. 2d 457, 458 参照。

我々の国が経験したことが、抑圧が憎しみを産むことを、そして憎しみが安定した政府を脅かすことを、教えてくれている。Whitney v. California, 274 U. S. 357, 375, 47 S. Ct. 641, 648, 71 L. Ed. 1095（ブランダイス判事の同意意見）。我々は、ヒューズ最高裁判所長官の賢明な助言を、これからも心にとめておくべきである。

「政府が市民の意思に対して責任を持ち得るために、そして望むべくは、平和裏に変革が遂げられるように、自由な政治的議論の機会を維持すべく、言論の自由、出版の自由、集会の自由という憲法上の権利を侵さないように維持する必要性が至上命題なのである。そこには、共和国の安全が、まさに立憲政府の礎が、存在しているのである。」De Jonge v. Oregon, 299 U. S. 353, 365, 57 S. Ct. 255, 260, 81 L. Ed. 278.

このことは、合州国憲法が、公務員や一般市民の私的な行為に向けられた名誉毀損的な言明を、保護すると言っているのではない。出版および言論の自由は、政府が市民の意思に応えるということと変革が平和裏になし得るということを保証しているのである。真に私人である被告には、自治社会の政治目的と

はほとんど無関係である。私的な名誉毀損に対して損害賠償責任を課すことは、修正第1条で保護される公的言論の自由と他の自由を制約するというではない⁽⁴⁾。当然のこととして、このことは「公務員が関係している場合とか公的問題が含まれている場合には当てはまらない。修正第1条の主機能の一つは、市民が公的問題を判断し解決する十分な機会を保障することである。公的問題が含まれている場合、疑念は、表現の自由に反するよりも表現の自由を支援するように、解決されるべきである。」Douglas, *The Right of the People* (1958) 41頁。

多くの裁判管轄区では、立法者、裁判官、行政官は、公的責務を果たす際に口にした名誉毀損的な言葉に対して、絶対的な免責が与えられている。例えば、*Barr v. Matteo*, 360 U. S. 564, 79 S. Ct. 1335, 3 L. Ed. 2d 1434; *City of Chicago v. Tribune Co.*, 307 Ill., 610, 139 N. E., 91 参照。ラーニッド・ハンド判事は、みごとに、この規則の背後にある深慮を次のようにまとめている。

「自分の鬱憤を他人に向けて晴らすために、また公益とは無関係な個人的動機により、自らの権力を使ったという罪を実際に犯した公務員は、自らが引き起こした損害に対する責任から免れるべきではないことは、確かに言うまでもないことである。そして、実際にそのような不満を犯罪に限定することができるのであるならば、損害賠償を否定することは恐ろしいこととなるであろう。そのようにすることを正当化するものは、事件が法

(4) ほとんどの事件は、法廷に持ち込まれる事件のように、私的な行為に関する名誉毀損的な発言と公的行為に関するそれとを区別することに、さほどの困難はない。もちろん、私は、灰色の領域が存在するであろうことを認める。しかしながら、公的＝私的という判断基準を適用することの困難さは、確かに悪意をもった心の状態と悪意のない心の状態の間で区別に伴う困難とは、異なるジャンルのものである。憲法上の基準が、害意という概念で形づくられるのであれば、話をする人は、陪審がその話者の心の状態を不正確に判断することのみならず、害意という不明瞭な概念によって立てられた憲法上の判断基準に、損害が適切に合致しないというリスクを負うこととなる。前掲註2参照。

廷で審理されるまで訴えに根拠があるかどうか知ることではできないのであり、有罪と同様に無罪の公務員すべてを公判の負荷に晒らし、公判の結果から来る不可避の危険に晒らすということが、自らの責務を断固として果たそうとするに際して、最も確固とした若しくは最も無責任なもの以外のあらゆる熱意に水を差すこととなる、というものである。再三再四、一般市民の関心は、行動が誤りに基づいていることを明白にすることを求めることにあり、公務員がこの公務行動に直面した後に、自らの正直さで陪審を満足させるには苦勞するというに気づくかもしれない。自らの責務に対し怠慢である公務員を処罰する方法は、確かに存在しなければならない。しかし、悪意無く誤って行ったことが、その誤りで損害を被った誰かによる訴訟に晒させることは全く別のことである。本件も同様であるが、答えは、いずれの選択肢でも不可避な邪悪との間の均衡の中で見つけられなければならない。この場合、自らの責務を果たそうとする者達を報復という絶え間ざる恐怖に晒すよりも、不正直な公務員によってなされた悪事が矯正されないままにしておく方が、結局のところより良いと考えられてきているのである。」

「事実、判断は、公務員の行為はその者の権限内であったに違いないとする免責特権に制限をかけるように常になされてきた。そして、公務員の権限は、公益のためのみに存在し、公益がその権限目的ではない場合は適用外であるから、よって権限を不正に行使することは必然的にその範疇を超えているのだと、論ずることができるのである。しかし、少し再考すれば、それがあらゆる法理を退けることなく制限をかけることの目的ではないことは明白となる。公務員が自らの権限内で活動しなければならないと言うことの意味は、公務員が自らの権限を自分に与えられたものと説明される目的のために権力を用いたとしても、状況がその行為を正当化するようなものでなければならないということ以上のものにはなり得ない。」

Gregoire v. Biddle, 2 Cir., 177 F. 2d 579, 581.

もし政府の公務員が名誉毀損訴訟から免責され、その公務員が公に仕えたと

いう熱意に水をさされ、「恐れずに、活力ある効率的な政府の政策運営」が妨げられることがなければ (*Barr v. Matteo*, *supra*, 360 U. S. 571 頁, 79 S. Ct. 1339 頁, 3 L. Ed. 2d 1434), 市民と出版者は、公的行為を批判したことに対する名誉毀損訴訟から同様に免責されるべきである。かくして、市民としての熱意には水が差されることもなく、公的に働く人達が行うやり方に、「些細なことから重大なことにまで、拍手を送ったり批判すること」が自由にできるようになるのである⁽⁵⁾。政治批判が公務員としての公務員の名譽を損なうのであるから、政治批判にも損害賠償責任が付きまとうことがあるならば、批判的な市民は、政府やその公務員について形ばかりの賞賛以外にも口にすることができない。仮に、政府機関を管理する公務員が、出版者や市民からの批判に応えることもなく、自らの公的行為への批判を事前に対処し、親しい陪審員に助けを求めることができるのであれば、時の公務員による時の政府の行為を出版者や市民が活発に批判することが、いずれ沈黙へと陥ってしまうであろう⁽⁶⁾。

合州国憲法が公務員の行為を批判することに対して絶対的な免責特権を市民と出版者に与えているという結論は、立証できていない意見や周到な誤った陳述に対して、その公務員を防衛手段なしのままにしておくのではない。「我々の政治制度の下では、反論と教育は、これらの問題をはっきりさせるのに使える武器であり、自由な言論の萎縮ではない。」*Wood v. Georgia*, 370 U. S. 375, 389 頁, 82 S. Ct. 1364, 1372 頁, 8 L. Ed. 2d 569。公務員は、確かに、殆どの市民よりも通信メディアへ大きなアクセスとまでもいかないまでも、同等のア

(5) *Barr v. Matteo*, 360 U. S. 564, 577, 79 S. Ct. 1335, 1342, 3 L. Ed. 2d 1434 判決における賛成意見を述べたブラック判事は、次のように考えている。「我々の持つような自由な政府を効率的に機能させることは、もっぱら情報の行きわたった世論の力に依存している。これは、公選されたか任命された公務員や公的に働く人達によって行われる政府サービスの質を、可能な限りの広範に理解することを求めている。もちろん、そのような情報の行きわたった上での理解は、公的に働く人々が自らの仕事を行うやり方を、些細なことから最も重要な点まで、拍手を送ったり批判するという自由に依存しているのである。」

(6) 前掲註 2, 4 を参照。

クセスを持っている。いかなる場合でも、若干の過剰と濫用が修正されないまままである可能性があるにもかかわらず、当裁判所は、「この国の国民は、過剰と濫用という可能性にもかかわらず、歴史に照らして、自由が、長期的展望で、民主主義国家の市民の側に立った啓蒙的な意見や正しい行為に不可欠であると定めたのである。」*Cantwell v. Connecticut*, 310 U. S. 296, 310, 60 S. Ct. 900, 906, 84 L. Ed. 1213. ブランドアイス判事が正しく判断されているように、「太陽光線は、あらゆる殺菌作用の中で最も強力なものである。」⁽⁷⁾

これらの理由から、私は、合州国憲法が市民と出版者に公的行為を批判するという無条件の自由を与えていると強く信じている。本件のように、名誉毀損的であると主張される言明が公的行為に関連しているような事件では、名誉毀損を認める判決は憲法上支持できないということになるのは必然である。

翻訳にあたって

本翻訳は、アメリカ合州国最高裁判所の判例、*The New York Times Company v. L. B. Sullivan*, 376 U. S. 254, 84 S. Ct. 710, 11L. Ed. 2d 686, 95 A. L. R. 2d 1412, 1 Media L. Rep. 1527 (1964) を邦語訳したものである。

アメリカ法を学ぶときに読むこととなる著名な判決文を邦語訳するというプロジェクトの一環として、判例の邦語訳を公表するものである。こうした判例を邦語訳する意味は以下にある。

アメリカ法を学ぶ者にとって判例を読むことは必要不可欠な法情報であり、これを読まずしてアメリカ法は理解できない。そこで、アメリカ法を学ぶならば当然のこととして判例を原語である英語で読むことが要求される。この場合、アメリカ法を学び始めた学生などにとっては、判例全文を原語で読むことには多大な労力と時間を要し、短時間に膨大な量の英文を読みこなすことが要求されるため、要約された判例教材などを利用して、判例を読んだこととして学習を終えてしまう傾向が強いのではなからうか。しかし、アメリカ法における判

(7) Freund, *the Supreme Court of the United States* (1949年) 61頁参照。

例のいくつかの全文を読みこなしてみると、中には学習教材の要約からでは拾いつくせない様々なニュアンスを含んでいるものがある。たとえば、裁判官が事件に対してどのような姿勢で取り組んでいるのか、問題解決への意気込みとか被害者救済への思い入れ、事件の社会的影響をどのように考えているか等である。アメリカの判例は、日本のそれとは異なり、言語として文体、表現においても優れたものがあり、読んでいて感動をもたらすものもある。これらは、より多くの人々にぜひ読んでいただきたいものであると考えている。

私の稚拙な邦語訳が判例の持っている潜在的な魅力を半減させるのではという危惧感を抱きながらも、このような邦語訳を公表させていただくのは、より多くの方から間違いを指摘していただき修正し、より分かりやすく正確な訳文とし、これからアメリカ法を学ぶ人たちへのわかりやすい教材となればとの考えに基づくものである。

この邦語訳プロジェクトは、同時にインターネット上でも公開し(<http://cals.aichi-u.ac.jp/project/PN0900.html>) 多くの人の目にとまるように心がけている。誤訳、日本語表現などについて忌憚無きご意見をたまわり(E-mail:hirofumi@lawschool.aichi-u.ac.jp)、徐々に訳文の質を向上させていきたいと考えている次第である。

参考文献

- ・堀部政男「New York Times Co. v. Sullivan —— 言論の自由と名誉毀損」『ジュリスト英米判例百選 I 公法 (別冊ジュリスト 59)』118 頁 (1978 年)
- ・堀部政男「New York Times Co. v. Sullivan —— 名誉毀損と言論の自由」『英米判例百選 [第 3 版] (別冊ジュリスト 139)』50 頁 (1996 年)
- ・Findlaw, <<http://caselaw.lp.findlaw.com/cgi-bin/getcase.pl?court=US&vol=376&invol=254>>
- ・Wikipedia, <http://en.wikipedia.org/wiki/New_York_Times_Co._v._Sullivan>
- ・The Oyez Project: New York Times v. Sullivan (No. 39) -Oral argument, <http://www.oyez.org/cases/1960-1969/1963/1963_39/argument> <http://www.oyez.org/cases/1960-1969/1963/1963_39/>

